(1) 平成31年第1回市議会定例会の提出議案について(教育委員会関係)

議案番号	議案名	採決結果
議案第34号	 議案第34号 小杉小学校の建物の取得について	可決 (全会一致)

議案審查: 2月13日(水) 文教委員会

◆議案第34号

≪質疑•答弁≫

- ●小杉小学校の建物の取得金額の内訳について
- 〇建築工事費のほかに事務諸経費、資金調達の金利、契約書の印紙代、消費税等を積み上げ、 約49億6,000万円で一般財団法人川崎市まちづくり公社から買い入れる予定である。
- ●一般財団法人川崎市まちづくり公社への支払時期について
- ○本議案の可決後、年度内に支払うことを予定している。
- ●直近の学校説明会における保護者等からの意見について
- 〇本小学校の入学予定者及びその保護者に対して、1月に学校説明会を行い、学校のルールや、 通学路等の説明を行った。説明会では、通学する際の持ち物、給食袋の中身、アレルギー対応 の給食の配膳に関すること等の具体的な質問があった。
- ●施設開放のスケジュールについて
- 〇平成31年3月15日に本小学校の施設開放についての説明会を予定しており、4月に施設 開放運営委員会の準備会を立ち上げ、諸検討を行った後、9月からの施設開放を目指している。
- ●施設開放時期の前倒しの可能性について
- 〇施設開放運営委員会の準備状況等によるが、可能な限り施設開放の前倒しについて検討を行っていく。
- ●通学路の安全対策について
- ○通学路の安全対策については、地域の方々の協力も必要であるが、本小学校は開校前であり、 PTAが組織されていないため、特に安全対策が必要と思われる小杉町交差点からJR高架下までの箇所については、民間の警備会社を活用した安全対策を行うことを考えている。
- ●通学児童が想定以上に増加した場合の対応について
- 〇本小学校は、普通教室を全学年で18クラス分用意して開校する予定であるが、ワークルーム やオープンスペース等の転用を行えば、普通教室を30クラス分まで設置することが可能で ある。それ以上に通学児童が増加した場合は、周辺の小学校のクラスの空き状況等を考慮の上、 通学区域の見直し等により対応を行うことが考えられる。

≪意見≫

- 通学路の安全対策に当たっては、子どもたちの安全を考慮した適切な対応を行ってほしい。
- ・小杉小学校の体育館に空調設備が設置されていないが、本小学校は災害時の避難場所にも指定されることから、本小学校の体育館の空調設備については、可能な限り早期の設置を検討してほしい。

≪議案第34号の審査結果≫ 全会一致原案可決

(2) 平成31年第1回市議会定例会の答弁について(教育委員会関係)

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
	自民党	坂本議員	市費移管の完了に伴う公立の教育再建について	4
			教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について	4
			教科書採択について	6
			学校施設の環境整備について	7
			教育文化会館の新施設の料金体系等について	8
代			インフルエンザの流行について	8
表	表質 公明党 問	沼沢議員	体育館へのエアコン設置について	10
			英語教育の今後の拡充策について	10
単			教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について	11
問			学校教室へのエアコン設置について	11
	みらい	山田議員	児童虐待の防止について	13
			宮前市民館・図書館に関する基本計画について	14
			教職員の労働環境の改善について	14
	共産党	宗田議員	学校トイレ環境整備事業費について	17
			給食事務の公会計化について	17

② 予算審査特別委員会

	17 开甘且1977	,,,,,		
	質問日	委員名	内 容	頁
3月4		川島委員	通学路の防犯カメラについて	18
		片柳委員	給付型の大学奨学金について	18
	3月4日	田村委員	寺子屋事業について	19
		斉藤委員	生田中学校の設備改善について	20
		佐野委員	小・中学校の空調設備について	21
		末永委員	学校図書館と市立図書館との連携について	23
		勝又委員	学校の給食調理室の改善について	24
		石田委員	教職員の働き方・仕事の進め方改革について	24
	2850	花輪委員	教職員のメンタルヘルスについて	27
-	3月5日	露木委員	動物愛護センターの取組について	28
予		渡辺委員	平和教育について	29
算		D+*=	給食室のグリストラップ清掃について	30
審		月本委員 	保育無償化に伴う質ついて	31
查		岩崎委員	自主防災組織の強化について	32
		木庭委員	小学生クラブチームの全国大会出場に対する奨励	32
特			金について	
別		廣田委員	文化財保護・啓発事業について	33
委	3月6日	3月6日 菅原委員	教育施策について	34
員			多摩川施策について	35
会		飯塚委員	地域文化財について	35
		重富委員	市立中学校における標準服について	36
		里田女貝	教員の研修・採用について	36
		山田委員	宮前市民館・図書館整備事業について	40
		岩隈委員	英語教育に関する事業費について	41
	3月7日		教育委員会の不正会計処理について	42
		織田委員	医療的ケア支援事業について	43
		石川委員	鷺沼駅前再開発による市民館・図書館整備につい て	44
		++=0	学校図書館の地域開放・整備について	45
		市古委員 	就学援助事業について	47
L	1	l	I .	

③ 代表質疑

_				
	会 派	議員名	内 容	頁
代表	みらい	岩隈議員	川崎市教育委員会の教育長の任命について	49
質疑	共産	石田議員	川崎市教育委員会の教育長の任命について	51

■ 代表質問(2月25日)自民党 ■

※教育委員会が独自で取りまとめたものであり、確定した議事録ではありません。

◆市費移管の完了に伴う公立の教育再建について

◎質 問

県費負担教職員の市費移管が完了を迎え、これまでの県と市のねじれが解消されることから義務教育課程において市が果たすべき役割と責任は益々重くなります。現在、首都圏を中心に受験競争が過熱していますが、私学に流出する背景には少なからぬ公立への不信があります。大阪市では学力テストの成果に連動した人事評価が一部の批判を招いていますが、落ちこぼれを生まない教育は美談として語られがちな反面、伸びしろのある生徒の可能性の芽を摘む負の側面も直視されなければなりません。そこで、習熟度別クラスや学力テストの結果公表など市費移管の完了に伴う公立の教育再建に向けた市長の決意を伺います。

◎答 弁(市長答弁)

私は、未来の川崎を担う人材を育成するため、よりよい教育の在り方を探っていくことは重要であると考えております。

市長就任以来、総合教育会議等を通じて、教育委員会と連携を図りながら、「すべての子どもがわかること」を目指した、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導による学習の定着や、中学校給食を通じた食育の推進、地域の寺子屋を通じた地域教育力の向上など、地域や保護者の方にも、御理解・御協力をいただきながら、総合的に教育環境の向上に取り組んでまいりました。

このような取組を進める中で、授業の理解度に改善傾向が見られ、また、できた喜びやわかる 実感をもてるようになり、自尊感情の高まりも見られております。

今後も、川崎の未来を創っていく子どもたち一人ひとりの資質・能力を伸ばすとともに、共生 社会の担い手となる人材を育成するために、教育委員会と方向性を共有しながら教育改革を推進 してまいります。

◆教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について

◎質 問

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について伺います。

本年1月、教員の働き方改革を検討していた中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」についての答申が発表されました。これまでも教員の多忙化は指摘されてはいましたが、働き方が近年これほどまでに大きく取り上げられる事はありませんでした。学校に期待される役割や業務量が増加し続ける中、教員の高い志に甘え、過度な労働によって教育水準は維持されてきました。過半数の教員が過労死ラインという実態を踏まえ、国の取組は歓迎すべき事ではありますが、

現状の多忙化に拍車をかけるように、新学習指導要領の本格実施が迫っています。教師の業務 負担を軽減させ、学校教育を持続可能な質の高いものとするために教員が担っている仕事を抜本 的に改善し、子供と向き合う時間を確保しなければなりませんが、勤務実態調査の結果から浮か び上がる課題と改善に向けた対応について時期を含めて伺います。併せて、新学習指導要領では、 小学校3、4年生に教科外で「英語活動」が5、6年生では教科として「外国語」が導入されま すが、その対応について伺います。

教員の勤務時間は、条例で1日当たり7時間45分と定められていますが、残業の基準がありません。給与面でも時間外勤務手当は原則なく、基本給に一律4%を上乗せする仕組みになっています。時間外勤務手当の教職調整額についての見解を伺います。また、本市の勤務時間、休暇等に関する規則に定められている年次休暇及び特別休暇であるいわゆる夏季休暇の取得率並びに、川崎市教育委員会の育児休業等に関する規定に則った休業取得状況についての詳細及び見解を伺

います。

また、長期休業中の業務実態及び事例についての総括を伺います。併せて変形労働時間制導入についての考えを伺います。

◎答 弁

はじめに、勤務実態調査から浮かび上がる課題及び対応につきましては、調査では、教職員の 長時間勤務の実態を改めて確認したところであり、授業準備や教材研究に充てる時間が勤務時間 外となっている状況を踏まえますと、現在行っている業務の改善や整理を行うとともに、学校が 担うべき業務、教員が担うべき業務について、教員の専門性を踏まえ、役割分担の見直しや適正 化を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

また、多くの教員は「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」という意識を持つ一方で、正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たりで80時間を超える教員が多数存在しております。こうした教職員の勤務実態は、健康被害防止の観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの充実等の観点からも早急な改善が求められております。

このたび、教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方、当面の目標、取組の視点及び具体的な取組等を「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」としてまとめ、「正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」ことを当面の目標として、長時間勤務の解消に向けて対応するとともに、国における働き方改革の動向や今後の勤務実態等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを図ってまいります。

本方針の取組につきましては、各学校における業務改善・支援体制の整備、チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保、働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進という3つの視点を柱として、多くの教職員が有している意欲ややりがいを大切にしながら、かわさき教育プラン第2期実施計画期間である平成33年度までに総合的な方策を進めていくことで、改革を推進してまいります。

また、教職員の長時間勤務を解消することにより、学校教育の充実を図り、子どもたちの笑顔 や保護者からの信頼につなげていくという、教職員の働き方・仕事の進め方改革の目的について、 保護者や地域の御理解をいただくとともに、教職員定数の改善や財政的支援などを国へ働きかけ ながら、着実に取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、小学校外国語教育につきましては、本市においては、コミュニケーションを大切にする 観点から、子どもたちの様子をよく把握している学級担任が中心となって行う授業を展開してま いりました。新学習指導要領における外国語教育の拡充に対しましても、学級担任の負担感を軽 減し円滑に対応できるよう、平成26年度から英語教育推進リーダーを活用した中核教員研修を 実施するとともに、今年度からは、小学校英語強化教員を派遣し、学級担任が自信をもって授業 を行えるよう支援しているところでございます。加えて、国が実施する教員の負担軽減策の一つ である加配定数を利用し、英語力を有する教員を活用した学級担任支援も検討しているところで ございます。

ALTにつきましては、児童に外国人と直接英語を使ってコミュニケーションする機会を確保するとともに、学級担任の英語指導に対する不安を軽減する観点からも重要と考えており、来年度は小学校配置ALTを10名増員し、指導体制の充実を図ってまいります。

次に、教職調整額につきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、義務教育諸学校の教員には、教職調整額として給料月額の4%が一律に支給されておりますが、時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しないこととされております。

これは、自主的な研究活動などを多く含む教員の勤務の態様の特殊性に着目した制度であって、 一定の合理性があるものと考えております。

当該制度につきましては、「現在の教師の勤務実態を踏まえると不十分」との意見もございまし

て、中央教育審議会でも議論がされましたが、答申への反映については見送られたところでございます。

本市におきましては、教員の働き方改革の取組を着実に進めながら、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、平成29年度の本市教員の年次休暇等につきましては、付与日数が20日の年次休暇の平均取得日数は14.9日、取得率74.5%、付与日数が5日の夏季休暇の平均取得日数は4.5日、取得率90%となっております。

一方、平成29年度の本市全職員の年次休暇平均取得日数は14.1日、取得率70.5%、 夏季休暇の平均取得日数は4.78日、取得率95.6%となっております。

本市教員の年次休暇の取得率が本市全職員よりも高くなっている理由といたしましては、本市教員の多くが、長期休業期間を中心に計画的に休暇を取得しているものと考えているところでございます。

次に、育児休業の取得状況につきましては、平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業を取得した職員の割合は、本市教員においては54%となっている一方、本市全職員においては40.5%となっております。

本市教員の育児休業の取得率が本市全職員に比較して高い理由といたしましては、育児休業の取得率が高い、女性の割合が高いことによるものと考えているところでございます。

また、平成29年度に新たに育児休業を取得した職員のうち承認期間が1年以上である職員の割合は、本市教員においては73%となっている一方、本市全職員においては、65.2%となっております。

本市教員の育児休業の取得期間が本市全職員に比較して長い理由といたしましては、代替教員としてフルタイムの臨時的任用職員を確保していること等によるものと考えているところでございます。

次に、教員の長期休業期間中の業務の状況につきましては、国による「平成18年度教員勤務 実態調査」における夏季休業期間の勤務日の勤務時間は、小学校教諭で8時間3分、中学校教諭 で8時間28分となっており、課業日と比較すると大幅に短いものとなっております。

また、小・中学校の教諭は、授業準備、部活動、校内外の研修、事務・報告書の作成等に多くの時間を割いているとの報告がされております。

本市教員の勤務実態調査におきましては、長期休業期間中の業務の状況等を調査しておりませんが、実態として国の調査結果と大きな相違はないものと考えているところでございます。

次に、教員の変形労働時間制につきましては、中央教育審議会答申において、「児童生徒が学校に登校して授業をはじめとする教育活動を行う期間と、児童生徒が登校しない長期休業期間とでは、その繁閑の差が実際に存在している」ことから、「1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべき」との意見が示されたところでございます。

現在、国において、この答申を踏まえて法改正等の検討が進められておりますので、今後も、 国の動向を注視してまいります。

◆教科書採択について

◎質 問

教科書採択について伺います。

小中学校に於ける教科書採択は教科用図書選定審議会からの答申を参考にする一方、教育委員独自の視点で教科書を調査し、教育委員会の責任と権限において採択していますが、採択にあたり教育委員はどのような調査を行うのか伺います。また、教育委員会の責任と権限についても併て伺います。

平成25年6月25日の教育再生実行本部中間まとめに於いて、特定の教科書を長期にわたり

使い続けている地域が見られるなど、教育委員会が入念な調査研究に基づいて、その権限と責任を十分に果たしていないのではないかとの批判があり、長年にわたり特定の教科書が採択され続けている現状に対し、検討を加えるという決議がなされました。この批判は本市に該当しないのか、見解を含めて伺います。また、小中学校での主要教科の採択状況についても伺います。

◎答 弁

はじめに、教育委員の調査につきましては、小中学校の教科書採択にあたり、文部科学省発行の教科書目録に登載されている全ての教科書について、学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか、編集の趣旨は適切であるか、川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか等の、採択方針における様々な観点に基づき、教科用図書選定審議会の審議結果等を参考にしながら、教育委員それぞれの視点で十分な調査研究が行われているものでございます。

次に、教育委員会の責任と権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21条第6号において「教科書その他の教材の取扱いに関すること」が教育委員会の職務権限と 規定されております。

文部科学省からの通知では、採択権者の判断と責任について、公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教科書の採択に当たっては、国公私立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ず、これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めることとされております。

次に、教科書の採択状況につきましては、小学校では、国語、社会、算数、理科などで、中学校では、年度によっては採択地区により異なることもございましたが、国語、社会の地理的分野及び公民的分野、数学、理科などで、30年以上、同一の教科書会社の教科書が採択されているところでございます。

本市の教科書採択の手続の過程におきましては、各教育委員が教科書の内容を調査研究するとともに、採択の審議では、長時間にわたる慎重な協議を経るなど、公正かつ適正に採択を実施していることから、教育委員会の権限を適切に行使するとともに、責任を果たしているものと考えております。

◆学校施設の環境整備について

◎質 問

学校施設の環境整備について伺います。

本市の児童生徒が快適な環境で勉学に励む事は非常に大切であり、学力向上や部活動での 好成績、いじめ減少等にもつながります。本市では平成34年度までに全校のトイレ快適化工事 を行っていく予定とのことですが、来年度予定している工事校数、設計校数を伺います。

また、バリアフリー化も進めますが、具体的な取組内容も併せて伺います。

◎答 弁

はじめに、トイレの改修につきましては、平成20年度から「学校トイレ快適化事業」において、便器の洋式化、床のドライ化等のトイレの快適化を行っておりますが、改修のペースを速め、 平成34年度までの完了を目指して取り組んでいるところでございます。

平成31年度予算案では、工事30校、実施設計45校の予算を計上しているところでございます。

また、バリアフリー化にも配慮して、工事を行う30校のうち、改修済みの5校を除く25校において、車イスで利用できるトイレの改修等を行う予定でございます。

次に、バリアフリー化推進事業といたしましては、現在、車イス利用者の校内での移動に配慮 し、エレベータの設置を進めており、平成31年度予算案では、工事5校、実施設計5校の予算 を計上しているところでございます。

◆教育文化会館の新施設の料金体系等について

◎質 問

次に、「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想(案)について 伺います。

現在の教育文化会館6階にある定員300人の大会議室は、会議や講演の他、ダンスや健康体操、演奏・合唱等への使い勝手の良さから多くの区民・市民が利用してきました。

しかし、先の文教委員会にて、同規模の施設は労働会館に設置できないとの報告があり、これまでの利用者は労働会館内に新たに設置される音楽室や体育室を利用するか、200席を擁するカルッツかわさきのアクトスタジオを利用するかのどちらかを選択することを想定しているとのことです。新施設についての利用料金は未だ明示されていませんが、利用者にとって利用料金は申込時の判断材料となり、利用者の事業の計画への影響を軽減するためにも早めに公表する必要があると考えます。いつ頃に料金体系を示す予定なのか伺います。

また、大会議室と比較的規模の近いカルッツかわさきのアクトスタジオを利用することとなれば利用料金は、午後の利用を例にすると、教育文化会館が4,730円に対し、アクトスタジオは24,000円と5倍以上になります。従来から大会議室を定期的に利用してきた方々に対して、丁寧な対応が求められます。利用料の負担が著しく増大する場合に割引等の検討の有無について伺います。

◎答 弁

はじめに、再編整備後の使用料等につきましては、基本構想(案)におきまして、市民が利用 しやすい施設運営となるよう今後の課題として位置付けているところでございます。

引き続き、(仮称)川崎市民館及び労働会館全体として整合性のある料金体系の検討を進め、 平成32年度を目途に新たな使用料等をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、施設の使用料等につきましては、これまでも受益と負担の適正化の取組として、利用に 関する費用の一部を利用者の皆様に負担していただいておりますことから、それぞれの施設の規 模や状況等に応じて使用料等を設定しているところでございます。

再編整備後につきましても、このような使用料等に関する基本的な考え方や、周辺施設等の状況について、御利用いただいている方々への丁寧な情報提供や御説明に努めてまいりたいと存じます。

◆インフルエンザの流行について

◎質 問

成長過程にある幼児、児童生徒が通う学校等集団施設での感染拡大には最大限の注意を払わなければなりません。施設における取組と保護者に対する啓発について伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、昨年12月に、国及び関係局からのインフルエンザ総合対策にかかる文書等に基づき、各学校宛てに「学校におけるインフルエンザの予防及び防疫対策の実施について」の文書を発出し、必要な対策をとるよう依頼したところでございます。

各学校におきましては、これに基づき、児童生徒の健康観察や欠席理由の把握等、日常の対応 のほか、インフルエンザと診断された児童生徒の出席停止の措置や、状況に応じて学級閉鎖、 学年閉鎖等の臨時休業の措置を行うなど、感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。 また、児童生徒に手洗いの励行や「咳エチケット」等について保健指導するとともに、学校だ よりや保健だより等で、感染予防や家庭での健康観察の重要性について、保護者へ啓発を行って いるところでございます。

■ 代表質問(2月25日)公明党 ■

◆ 体育館へのエアコン設置について

◎質 問

先の議会で、避難所となる体育館へのエアコン設置を提案しました。体育館は避難所だけでなく、児童生徒はもとより、地域住民も利用する施設であり、近年の酷暑対策としてエアコン設置を求める声を多数頂いています。設置に向け検討すべきです。見解と今後の取組を教育長に伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

近年の夏の気温上昇を踏まえますと、学校教育での児童生徒の使用のみならず、災害時における避難所の運営や地域住民の利用などでも活用する体育館への空調設備の設置の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。

他都市の先進事例を見ますと、騒音への配慮や費用面など、検討すべき課題も見受けられることから、本市におきましても、他都市の状況を踏まえながら課題を整理するとともに、関係局と協議してまいりたいと考えております。

◎再質問

国の補正予算措置を受けて、来年度は特別教室等への設置を行うとされています。

国の補助金の中には体育館も含まれているものもあります。近隣都市でも設置が進むことが想定されることから、避難所の観点と、児童・生徒さんたちの熱中症対策としての取組として推進すべきですが、再度教育長に伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

今日、地域防災の拠点として中心的役割を担う体育館につきましては、季節を選ぶことなく年間を通じて、安全な利用や継続的な避難が可能な施設であることが求められていると認識しております。

今後の新設校の開設時や改築の際には、学校施設に対する多様な要請に応えるものとなるよう、 こうした今日的課題を含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

◆ 英語教育の今後の拡充策について

◎質 問

英語学習については、小学校低学年からの導入を提案してきましたが、今後の拡充策を伺います。

○答 弁

低学年の英語活動につきましては、平成24年度に本市が独自に「学習指導案のモデル」を作成し、その活用促進に取り組んでまいりました。今年度は、学校の裁量時数を活用する中で、97校が低学年で英語活動を実施しているところでございます。

今後の低学年の英語活動につきましては、新学習指導要領における中・高学年の外国語教育に 円滑につながるよう、これまでの取組を踏まえ、「学習指導案のモデル」の充実を図ってまいりま す。

◆ 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について

◎質 問

教育施策について伺います。

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針についてです。

本市では「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、教職員の負担軽減につながる取組を行っています。教員が健康を維持し、最優先すべき授業内容の充実や児童生徒と向き合う時間を十分に確保することは重要です。

今年度モデル実施として、教職員事務支援員や部活動指導員を配置しましたが、その検証内容と次年度へどのように反映していくのか、見解と取組を伺います。

関連して県からの権限移譲を受けて、本市独自加配等が実施可能になりましたが、特別支援級の加配等への取組について伺います。また、学校司書についても、併せて伺います。

学校給食費の公会計化が示されました。給食会計の透明性の確保やコンビニ納付などによる保護者の利便性向上は重要です。見解と対応、今後のスケジュールを伺います。

◎答 弁

はじめに、教職員事務支援員や部活動指導員の配置の検証等につきましては、教職員事務支援 員を配置した 小学校3校では、「登校時や休み時間等に子どもたちと関わる時間が増えるととも に、教材研究や授業準備などの業務に集中して取り組むことができた」、「教職員事務支援員が職 員室で電話・来客対応等を行うことで、教頭や教務主任による校内巡回等ができる回数が増えた」 などの効果があったところでございます。

また、部活動指導員を試行的に配置した中学校3校では、「これまでの部活動の指導時間に通常業務が行えることで、時間的な余裕ができた」、「出張等で顧問が不在時でも、部活動を安心して任せることができた」などの効果があったところでございます。

試行実施の検証結果を踏まえまして、平成31年度は教職員事務支援員を28校に、部活動指導員を7校に、配置を拡充してまいります。今後も引き続き、効果の検証を踏まえた配置を進めることで、教職員の負担軽減を図ってまいります。

次に、教職員の配置につきましては、平成29年度から教職員定数の決定権限等が神奈川県から本市に移譲され、より一層本市の実情に即した学校運営ができるようになったところでございます。

移譲された権限を有効に活用いたしまして、全ての小学校で児童支援コーディネーターを専任化し、小学校における包括的な児童支援体制を整備するとともに、通級指導教室及び特別支援学校のセンター的機能を拡充するため加配を行い、支援体制の充実を図るなど、かわさき教育プランに基づく教育施策の推進や、学校現場のニーズ等を踏まえ効果的な教職員配置を行ってきたところでございます。

また、学校司書につきましては、平成31年度は小学校28校から35校に配置を拡充してまいります。今後も、小学校全校配置に向け着実に取り組んでまいります。

次に、学校給食費の公会計化につきましては、給食会計の透明性の確保や保護者の利便性の向上は、重要なものであると考えておりますので、今後、このような観点も踏まえ、給食費を徴収・管理するためのシステム開発や公会計化に係る条例の制定等、平成33年度の導入を目指し、取組を進めてまいります。

◆ 学校教室へのエアコン設置について

◎質 問

次に、議案第57号「平成30年度川崎市一般会計補正予算について」伺います。 歳出13款8項1目 義務教育施設整備費、27億3,600万円余の内訳についてです。 国では、昨年の災害レベルの猛暑への対応や、ブロック塀の倒壊防止に対応できるよう、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が新設され、その交付金を活用する補正予算案となっていますが、学校教室へのエアコン設置について、設置校、設置教室数、費用、設置スケジュールについて伺います。

◎答 弁

「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」につきましては、倒壊の危険性のあるブロック 塀の安全対策、及び熱中症対策としての空調設備の整備推進を目的として、国の平成30年度 第1次補正予算において創設された交付金でございます。

本市におきましても、小中学校あわせて12校、特別教室等43教室における空調設備の設置について、臨時特例交付金の活用を見込んでおり、今回の補正予算において、一般営修繕費に3億1,700万円の事業費を計上したほか、学校施設長期保全計画に基づく再生整備事業の中でも、併せて実施してまいります。

また、設置工事につきましては、平成31年度当初に契約を締結し、10月から翌年3月にかけて順次完了する予定でございます。

■ 代表質問(2月26日)みらい ■

◆ 児童虐待の防止について

◎質 問

千葉県野田市で発生した小学校4年生の虐待事件では、教育委員会が保護者の圧力に屈し、 女児の個人情報を開示したことが虐待を悪化させた一因とされています。本市の個人情報保護 条例第17条第2号は、「親による虐待を受けた子どもの心情等を記録した文書」について、 未成年者の利益を保護する観点から不開示情報として定められています。本市の公立校において、 保護者等からの不当な圧力により児童生徒の個人情報を提供したような事案はなかったのか、 全ての公立校に調査を行うよう教育委員会には要請してきました。調査結果について伺います。

◎答 弁

平成30年度に、保護者からの不当な圧力により、伝えてはいけない情報を提供した事案の有無について、今月、聴き取り調査を実施いたしましたところ、全ての市立学校から、情報を提供した事案はないとの回答を得たところでございます。

今後も、児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握するとともに、個人情報の取扱いにつきましては、引き続き適切に対応するよう、各学校に働きかけてまいります。

◎質 問

次に、来年度から配置予定の弁護士については、前述したような保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応へ繋がるのか、具体的な役割について伺います。

◎答 弁

教育委員会におきましては、学校の円滑な運営に資するよう、新たに弁護士1名を非常勤職員 として任用する予定としております。

具体的な役割につきましては、早期の段階から法律相談を受け、法的側面からアドバイスを行い、早期対応、早期解決につなげるとともに、学校教職員等への研修を実施し、対応力の向上に努めることとしております。

弁護士を配置することにより、身近な環境で適宜、適切なアドバイスを受けられることから、 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の強化につながり、児童虐待防止対策にも 資するものと考えております。

◎質 問

次に、本市の公立校では、各学校において「学校生活アンケート」等を活用し、児童・生徒間のいじめや暴力について調査しています。野田市のケースでは、この調査により女児の虐待発見に繋がりました。本市の「学校生活アンケート」を確認したところ、各家庭に関する質問項目が存在しておりません。児童生徒のSOSをいち早く発見するためにも、設問に配慮した上で家庭に関する質問項目を盛り込むべきと考えます。教育委員会に対応を伺います。

◎答 弁

本アンケートは、学校生活における児童生徒の心配や悩み事などについて把握するためのものでございますが、放課後や学校外に関することにつきましても、質問項目等の工夫をしている学校もございます。

今後、全ての学校に対しまして、アンケートに工夫を加えるなど、学校外での悩み事なども含めて把握するよう、働きかけてまいります。

◆ 宮前市民館・図書館に関する基本計画について

◎質 問

鷺沼駅前再整備事業について藤倉副市長に伺います。

市民館・図書館機能の基本計画策定について伺います。すでに平成31年度中の策定との日程が示され、「現施設と同程度の施設規模を基本」とするとのことです。

しかし、今後80年から100年間の耐用年数を見込んだ新施設の整備とのことですので、 社会教育施設の複合化や文化創造拠点の整備といった観点や工夫も重要と考えます。現状の市の 考え方を伺います。

◎答 弁(藤倉副市長答弁)

次に、宮前市民館・図書館に関する基本計画についてでございますが、市民館及び図書館は、 様々な世代の生涯学習や多様な読書活動に対応した資料の収集・提供、また、市民による幅広い 文化活動への支援など、市民の主体的な活動を支える地域の社会教育施設でございます。

これまでの市民意見把握の取組におきましても、多様性や多世代をキーワードとする、新たな 施設や空間に期待する御意見を伺っているところでございます。

新たな市民館・図書館の整備に向けましては、アクセス性の向上に伴う来館者の増加や、民間施設との連携の可能性が想定されますことから、地域の方々の御意見や他都市の先進事例も参考としながら、賑わいや多様なコミュニティを創出する文化・交流拠点となるよう、取組を進めてまいります。

◆ 教職員の労働環境の改善について

◎質 問

教職員の労働環境の改善について伺います。

教育委員会が全教職員に実施した勤務実態調査を元に教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針が示され、その中で、長時間勤務の実態が明らかになり解消に向けて対応することが明確に示されました。

しかし、今後の取組の中に出退勤時間の管理が示されています。在校時間だけの管理では勤務 実態の正確な把握は難しいと思われますが、どのように対応するのか伺います。

次に、小学校と支援学校へ留守番電話が設置されますが、保護者や関係団体等へ十分な説明を 行うとともに全校一律して実施しなければ効果は限られるとの声もあります。実施方法を伺いま す。

また、健康管理やワークライフバランスの実現など、意識改革の推進が示されています。学校 閉庁日やノー部活動デーの実施など、教育委員会が主導して意識改革を進めていく必要がありま す。見解を伺います。

また、法律相談の拡充として弁護士が1名任用されますが、任用条件、想定対応数、学校への 支援方法を伺います。

◎答 弁

はじめに、勤務実態の把握につきましては、文部科学省では、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、本年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されたところでございます。

このガイドラインにおきましては、在校時間を対象とすることを基本としており、勤務時間外 に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間等について は、自己申告に基づき除くものとされており、また、校外での勤務等は時間外勤務時間に合算 させるよう示されております。

勤務実態の正確な把握は、教職員の健康管理や学校長のマネジメント等にとって大変重要なことと認識しておりますことから、今後は、国のガイドラインを基本に対応してまいりたいと考えております。

次に、留守番電話につきましては、平成31年度については、小学校と特別支援学校に順次、 設置していく予定でございます。設置にあたりましては、教育委員会事務局から、保護者向けに 文書を配布し、教職員の働き方・仕事の進め方改革の目的や留守番電話の運用方法について、 周知するとともに、市PTA連絡協議会等の関係機関にも適宜、情報提供をしてまいります。

また、運用方法については、全校一律にするかどうかも含めまして、現在、校長会等と検討を 重ねているところでございます。

中学校への留守番電話の設置にあたりましては、平成31年度の進路指導の状況や部活動の 実施の様子等を踏まえながら、その運用方法について検討してまいります。

次に、意識改革につきましては、昨年8月に試行実施した学校閉庁日は、教職員の心身の健康保持・増進を図るとともに、限られた時間の中で最大限の効果が挙げられるよう、勤務時間に対する意識向上に向けた取組として効果があったものと考えております。

また、昨年5月末に策定した「川崎市立学校の部活動に係る方針」は、平日は少なくとも1日、 週末は少なくとも1日以上の休養日を設けるとともに、月予定の中にノー部活動デーを設ける などの基準を示すなど、生徒の健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に資す るものと考えているところでございます。

今後も、学校閉庁日を継続実施していくとともに、部活動に係る方針の取組状況の把握・指導・助言などを行ってまいります。

次に、弁護士の任用につきましては、学校において発生する様々なトラブルの解決のため、 現在、学校法律相談業務を外部の弁護士に委託して実施しておりますが、より早期から法曹有資 格者の助力を得ることで学校の円滑な運営に資するよう、新たに弁護士1名を非常勤職員として 任用する予定としております。

任用条件につきましては、週1日、8時30分から17時15分までの勤務で、勤務場所は 教育委員会事務局内としておりますが、ケースによっては学校現場に出張することも想定して いるところでございます。

想定対応数につきましては、非常勤職員として弁護士がより身近な存在となり、法律相談を簡便に行える環境が整うことから、対応数は、増加するものと見込んでおります。

学校への支援方法につきましては、早期の段階から法律相談を実施し、法的側面からのアドバイスを受け、早期対応、早期解決につなげるとともに、学校教職員等への研修を実施して対応力の向上に努めることにより、教員が一人で抱え込むのではなく、学校が組織として対応できるよう、必要な支援体制を構築してまいります。

◎質 問

最後に、示された19項目の具体的な取組を着実に進め、職員の労働環境を根本的に改善する ために人的措置を含む予算の裏付けを確実に行い、思い切った取組が必要です。実現に向けた決 意を改めて教育長に伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

勤務実態調査が示している教職員の長時間勤務の実態や学校を取り巻く環境の変化等、また中央教育審議会答申でも示された国全体における長時間勤務の要因などを踏まえて、早急に労働環境の改善を図っていく必要があると考えております。

今後は現状の課題を踏まえ、各学校における業務改善・支援体制の整備、チーム体制の構築と

学校を支える人員体制の確保、働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進という3つの視点を柱として、多くの教職員が有している意欲ややりがいを大切にしながら、総合的に方策を進めていくことで、改革を推進してまいります。

また、教職員の長時間勤務を解消することにより、学校教育の充実を図り、子どもたちの笑顔 や保護者からの信頼につなげていくという、教職員の働き方・仕事の進め方改革の目的について、 保護者や地域の御理解をいただくとともに、教職員定数の改善や財政的支援などを国へ働きかけ ながら、着実に取組を進めてまいりたいと存じます。

■ 代表質問(2月26日)共産党 ■

◆ 学校トイレ環境整備事業費について

◎質 問

学校トイレ環境整備事業費33億円余についてです。

昨年比で27億円余増額されていますが、事業の内容について、整備する学校の選定理由と学校数を伺います。あと何校残っているのか、平成34年度までの計画含めて校種ごとに伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

トイレの改修につきましては、便器の洋式化、床のドライ化、照明のLED化等を行い、学校トイレの快適化を図っているところでございます。

平成31年度予算案では、工事30校、実施設計45校を予算計上しております。学校の選定にあたりましては、可能な限り、他の工事との重複を避け、効率的な事業進捗が図られるよう計画しているところでございます。

今年度末時点において、校舎及び体育館の学校トイレの快適化が完了していない学校といたしましては、小学校98校、中学校44校、高等学校4校、特別支援学校2校の計148校でございまして、平成34年度までにトイレの快適化を図ってまいります。

◆ 給食事務の公会計化について

◎質 問

教職員の働き方にかかわる給食事務の公会計化についてです。

2021年度から公会計化の導入を実施するとのことですが、すでに多くの自治体が行っているのですから、少しでも教職員の負担を軽減するため前倒して実施すべきです。伺います。

◎答 弁

公会計化の導入に当たりましては、課題の整理や給食費を徴収・管理するためのシステム開発等に一定程度の準備期間が必要となることから、平成33年度の導入に向けて取組を進めてまいります。

■ 予算審查特別委員会(3月4日)公明党 川島委員 ■

◆ 通学路の防犯カメラについて

◎質 問

昨年の予算審査特別委員会でもとりあげましたが、地域の防犯カメラの設置場所等の把握について、教育委員会との連携強化を要望させて頂きました。市民文化局長からは「地域の防犯カメラの設置場所等を把握することは、児童生徒の安全・安心に関する対策を講ずる上で有効なものであると考えておりますので、こうした情報について教育委員会との情報共有を進めてまいります。」とご答弁頂きました。

教育委員会として共有した情報について、どのように掌握し、活用していくのか現状と今後 の取組を伺います。

◎答 弁

市民文化局と共有した通学路などの防犯カメラの設置状況につきましては、本年2月、警察や関係局区で構成する「通学路安全対策会議」で確認を行うとともに、該当する小学校には、教職員やPTA等が通学路の安全点検を実施する際に、通学路などの防犯カメラの設置状況についても確認を行うよう周知したところでございます。

今後につきましては、各学校で実施する安全点検において、防犯カメラの設置要望があった場合には、警察や関係局と情報共有を図るとともに、関係機関等への働きかけを行うなど、登下校における児童生徒の安全確保に取り組んでまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月4日)共産党 片柳委員 ■

◆ 給付型の大学奨学金について

◎質 問

給付型の大学奨学金についてです。

国公立大学の授業料は53万円、私立は平均86万円で入学金を含めると100万円を超えます。この学費の負担は深刻です。

ある市内の大学の新入生は「貸与型の奨学金を300万円借りることになる。返せるか不安」と言います。近畿の大学と大学院を卒業して市内で生活する30代の男性は「600万円の奨学金を借りて毎月3万円の返済、実家にいるから生活できるけれど一人暮らしはしたくてもできない」と話します。学生支援機構によると2016年度2,009人が奨学金の返済途中で自己破産しています。奨学金の返済は若者の生活に大変な重荷となっています。

こうしたもとで長野県では4年前から、受験料と入学料の実費相当額を30万円まで給付する大学進学奨学金制度を創設、他の奨学金との併用も可能です。さらに2年前から在学費用への支援も拡充しています。和歌山県でも2016年度から年60万円の給付型奨学金を県独自に開始しています。本市も給付型の大学奨学金に踏み出すべきだと、わが党は求めてきましたが、「検討する」との答弁が続いています。検討状況について伺います。

◎答 弁

本市の大学奨学金制度につきましては、現在無利子での貸付を行っており、申請者の学業成績、保護者の所得金額、他の奨学金の受給状況等を総合的に判断し、認定しているところでございます。

文部科学省からは、本年1月11日付けで「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について」が通知され、大学等における授業料等減免制度の創設や、給付型奨学金の支給の拡充など

が、関係閣僚会合において決定したことが示されたところでございます。

教育委員会といたしましては、本市の大学奨学金の利用者は、国の奨学金と併用している方が 多いことから、今後における本市の大学奨学金の申請状況や、国における制度の実施状況を踏ま えながら、引き続き適切な制度のあり方について検討してまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月4日)公明党 田村委員 ■

◆ 寺子屋事業について

◎質問①

13款6項2目社会教育振興費の地域の寺子屋事業費について、教育次長に伺います。

この寺子屋事業ですが、実施から5年が経過をして、認知度も上がってきたのではないかと 思っております。

これまでの5年の推移を見てみると、毎年平均で約10カ所程度が拡大されており、現在は46カ所で開講されています。

新年度は52ヵ所増加の98ヵ所まで拡充する見込みで79,393,000円が計上されています。

子ども達とその保護者、地元の大人たちという、様々な世代の住民が交流することで、地域の 教育力を高め、住民の結びつきを強めていく上でも、この事業に期待をしているところですが、 まず、新年度予算の拡大理由、現状と見通しについて伺います。

◎答 弁

本事業につきましては、地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする取組として、平成 26年度からスタートし、順次拡充を図ってまいりました。

今月末には、市内で47箇所目の寺子屋が開講する見通しとなっており、さらに来年度の開講 に向けましても、地域の皆様との調整を進めているところでございます。

本事業におきましては、地域の主体的な取組として進めていくことが重要であると考えており、 事業の進展に合わせて寺子屋への理解が広がり、新たな開設に向けて動き出す地域も増えてきて おりますことから、目標とする全小中学校での開講に向けて、予算計上しているところでござい ます。

②質問②

寺子屋への理解が広がっていることは、私も実感しています。全小中学校開講にむけて頑張って頂きたいと思います。

今年度、開講した宮前区宮前平小学校の体験活動では、NHK 朝の連続テレビ小説「あさが来た」の主題歌『365日の紙飛行機』をAKB48が歌いましたが、その歌の作曲をした、区内在住、角野寿和氏を講師に迎え『ありがとうソングを作ろう』〜ヒットメーカーと一緒に曲作りに挑戦!〜」をテーマに開催されました。

子ども達に「何にありがとうと言いたいか」を各グループで考え、その言葉をあらかじめ講師が考えた歌詞の合間にはめ込んでいき、その後、子どもたちも一緒に口ずさみながらメロディーをつけていったようです。

子供たちも、また保護者にも大変に喜ばれ大満足の企画に、角野氏も「みんなに元気をもらいました」と話していたようです。

こうした地域資源を生かしながら多彩な活動の場を提供することにより、子供たちの興味関心を引き出し、その活動を通じて多世代の交流が取れる素晴らしい取組だと思います。

一方で、内容によっては、子供たちの声も様々あると仄聞しますが、子ども達の反応をどのよ

うに検証し、事業展開に反映をさせているのか、また、情報共有をどうしているのか、課題解 決に向けた取組を伺います。

◎答 弁

寺子屋では、科学実験、音楽、伝統文化、料理、スポーツ、工作など多彩な体験活動が展開されており、親子での参加や地域の方々との連携により、幅広い交流の機会にもつながっております。

事業の検証につきましては、各寺子屋において、放課後の学習教室や体験活動について、年度 末に児童、保護者へアンケート調査を行い、次年度の運営や、プログラムの企画などに反映でき るよう、各寺子屋と教育委員会とでその結果を共有しているところでございます。

また、実施する体験活動の企画・運営は各寺子屋の実施団体に担っていただいておりますが、 教育委員会といたしましても、体験活動の講師として御協力いただける企業や団体、地域人材の 情報を定期的に各寺子屋へ提供しているほか、寺子屋相互の情報交換会の開催など、課題や運営 面での工夫策などを共有する場を設けているところでございます。

今後も、このような取組を進めながら、各寺子屋の活動が更に充実し、安定して、継続的な運営が図られるよう、積極的に支援してまいりたいと存じます。

◎質問③

寺子屋の活動が、更に充実し、安定して、継続的な運営を図る為には、現状、地域の担い手の 確保が課題であると考えます。

寺子屋コーディネーター養成講座や寺子屋先生養成講座の実施をしていますが、参加者の募集など、課題と新年度の取組を伺います。

併せて、中学校での開講に向けても、様々課題がありますが、今後の取組を伺います。

◎答 弁

はじめに、養成講座の課題につきましては、寺子屋コーディネーター養成講座において、その 役割への負担感から、参加者が集まりづらいという状況がございます。

一方で、寺子屋先生養成講座を受講した後に、コーディネーターになる方もいらっしゃいます ことから、より多くのコーディネーターの確保に向けまして、来年度は、両講座の実施時期やプログラム内容を工夫してまいりたいと存じます。

次に、中学校への展開についてでございますが、中学校においては部活動があるため、小学校 の寺子屋のような放課後週1回の学習支援という実施方法がなじまないという課題がございます。

現在、市内4箇所で展開している中学校の寺子屋では、テスト前の部活動停止期間に集中して 学習支援を行う方法や、学校外の施設において、夜7時頃から学習支援を行う方法など、様々な 試みがなされておりますことから、今後の本格的な展開に向けましては、引き続き、様々な方法 を試行しながら、中学生のニーズや生活状況にあった寺子屋の形を検討してまいりたいと存じま す。

■ 予算審査特別委員会(3月4日)共産党 斉藤委員 ■

◆ 生田中学校の設備改善について

◎質問①

生田中学校施設についてです、

まず、特別創作活動センターについてです。料理室の空調設備が故障したまま5年以上経過 していますが、市民が利用する施設がいつまでも直らないままでいいのでしょうか。通年利用し ている方からは「夏・冬は大変つらいので早く改善してもらいたい」と話しておられました。 改善できない理由について伺います。

◎答 弁

同センターにつきましては、前身の青少年創作センターとして平成2年11月に開所してから、30年近くが経過し、老朽化に伴い、施設設備の不具合が顕著となり、平成27年度からトイレ、給水管等の補修、陶芸窯の入れ替えなどを行ってまいりました。

空調設備につきましては、全館空調システムが故障し、早急に対応を図るため、平成28年度から順次、各部屋への空調設備の導入を進め、料理室が最後の整備箇所となっておりまして、今月中の整備に向けて最終的な調整を図っているところでございます。

回質問②

生田中学校についてですが、この学校は地理的な条件から坂・段差が多い学校ですが、バリアフリー化対策は進んでいるのか伺います。

エレベータ設置は進んでいるのか、急ぐべきですが伺います。

◎答 弁

同校においては、これまで、体育館入口をはじめ、校舎を結ぶ渡り廊下等にスロープを整備し、 階段部分には手すりを設けるなど、校内の移動に配慮した取組を進めてまいりました。

平成31年度の校舎改修工事におけるバリアフリー化に向けた取組といたしましては、既設の 多目的トイレの改修とともに、新たにエレベータを設置し、これに合わせて校舎玄関へのスロー プの整備を予定しているところでございます。

◎質問③

中学校給食実施に伴い、新たに配膳室が、2年生の校舎と3年生の校舎をつなぐ渡り廊下の前に設置されていますが、渡り廊下と配膳室の屋根が繋がっていませんので雨水が渡り廊下に流れ込んできます。雨期に入る前に対策が必要です。急いで調査を行い改善すべきですが伺います。

◎答 弁

配膳室に通じる渡り廊下につきましては、給食における準備や後片付けの際には、学校において生徒の安全面を考慮した指導のもと、雨天時においても食器や食缶の運搬については、支障なく行っているところでございますが、学校と相談を行いながら、必要に応じて対応を検討してまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月4日)無所属 佐野委員 ■

◆ 小・中学校の空調設備について

◎質 問

旧首都高速道路公団が空調設備を助成した産業道路沿線の市立四谷小学校、臨港中学校、南大師中学校において、老朽化により故障が頻発していると以前より指摘し、早期改修を求めてきました。

そこで、この3校の新年度の改修状況を伺います。

◎答 弁

四谷小学校、臨港中学校及び南大師中学校の空調設備につきましては、旧首都高速道路公団の助成を受け、全館空調が整備されたものでございます。

四谷小学校につきましては、平成28年度から30年度までに実施した「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備の中で、特別教室及び管理諸室の空調設備を改修し、普通教室等については、平成31年度予算案に実施設計費を計上しているところでございます。また、臨港中学校につきましても、同予算案において、空調設備の全面的な改修に向け、実施設計費を計上しているところでございます。

なお、南大師中学校につきましては、本年5月から12月まで空調設備の改修工事を行う予定 でございます。

■ 予算審查特別委員会(3月5日)自民党 末永委員 ■

◆ 学校図書館と市立図書館との連携について

◎質問①

市立図書館と学校図書館との連携の仕組みについて教育次長に伺います。

学校が市立図書館にある書籍を借りて利用したいとした場合、どのようにして本を入手します か伺います。

◎答 弁

具体的な連携の内容といたしましては、市立図書館と学校図書館との連携会議の開催や、学校図書担当者連絡会等への市立図書館職員の講師派遣などのほか、学校における調べ学習や読書指導を支援するため、市立図書館資料の学校への貸出を実施しているところでございます。

また、市立図書館では、学校からの要請に応じて、一般の図書資料のほか、学校の授業で活用できるよう、教科書で紹介されている図書や、環境問題、国際理解等のテーマごとに図書を取りまとめた「授業支援図書セット」の貸出を行っております。

貸出に際しましては、学校から最寄りの市立図書館に申込みを行った上で、教職員が市立図書館に出向き、受取をしているところでございます。

②質問②

本市において、自動車文庫と言われる運営は市立図書館で、民間委託し、公用車で曜日毎に各地域の公園を巡回し、書籍を貸し出す仕組がありますが、委託業者名、平成29年度決算額、平成31年度予算額について伺います。また、本車両は雨天の本が濡れるからとの理由で運休になるとのことですが、昨年度は何日間運休したのか伺います。

◎答 弁

自動車文庫につきましては、図書館から遠い地域にお住いの方々への図書サービスといたしまして、専用の車両に約3千冊の図書資料を搭載し、市内21ポイントを巡回して図書資料の貸出 や返却を行うものでございます。

今年度の契約状況につきましては、委託業者は、株式会社セノン神奈川支社、運営に要する経費につきましては、平成29年度決算額は280万894円でございます。平成31年度につきましては、これまでの運転手の人件費に加え、燃料費や保険料などの諸経費を含めた契約に変更いたしますことから、予算額は427万7千円を計上しているところでございます。

なお、平成29年度の運行状況につきましては、年間運行予定169日のうち、21日を雨天 等により運休しております。

◎質問③

本車両に各学校が要請する書籍等を積み、本車が最寄りの公園に来る機会に合わせて、各学校 の職員が取りに来ることができる仕組を作れば職員の負担軽減につながるのではないかと考えま すが、教育次長に見解を伺います。

◎答 弁

市立図書館資料の効率的な運用により、学校での活用をより一層促進するためにも、各区に設置している「学校と図書館の連携会議」等の機会を捉え、教職員からのニーズも把握しながら、市立図書館と学校間とのより効果的な図書資料の受渡方法等について、検討してまいりたいと存じます。

■ 予算審查特別委員会(3月5日)共産党 勝又委員 ■

◆ 学校の給食調理室の改善について

◎質問①

私は2015年6月議会において、岡上小学校を例に挙げて、学校の給食調理室の改善について質問をしました。まず、調理員さんのトイレの改修についてですが、学校給食調理員は専用のトイレに入らなくてはならないよう定められておりますが、そのトイレが和式のままです。仕事柄、重いものを持ち上げたりすることから腰痛になり、和式のトイレでは使いづらいので洋式にしてほしいとの声があり、洋式に改善するよう要望しました。教育長は、調理員用トイレについて、改善を行っていくとの答弁がありました。これまでの改善状況と未改善校数、今後の改善計画について、伺います。

◎答 弁

小学校の調理員用トイレの洋式化を含む改修につきましては、平成27年度から本年度までに 26校で実施しておりまして、現在、洋式化されている学校が109校、和式トイレを使用して いる学校が4校でございます。

調理員用トイレの洋式化につきましては、取組を進めている学校トイレ快適化事業等により、 引き続き対応を図ってまいります。

回質問②

次に、給食室のシンクについてですが、学校給食に使用される野菜などは二次汚染を防ぐ上からも丁寧な洗浄が必要です。2009年、学校給食衛星管理基準において、シンクは3層式構造とすることとなっています。私は、2層式のままで、学校から申請があるにもかかわらず、改善されないままの状況であることを示し、急ぎ各学校を調査し、3層式への改善を要望しました。

教育長は、給食室のシンクについては、学校給食衛生管理基準において、3 層式構造とすることと規定されていることから、すべての学校の実態を把握し、給食室の環境改善を図っていくとの答弁がありました。私は、その時、8年も経っているのに全学校の実態調査・把握さえしていないことに驚き、急ぎ調査し、改善するよう要望しておきました。実態調査の進捗状況とシンクの改善状況について、伺います。また、今後の改善計画についても伺います。

◎答 弁

3槽式シンク等への改修につきましては、平成27年度から本年度まで33箇所で改修を行っており、下処理スペースにおいて84校で3槽式以上のシンクを使用しております。3槽式シンクがない29校につきましては、1槽式シンクと2槽式シンクを活用して、3槽式構造とするなど、各学校の状況に応じて調理業務を行っているところでございます。

今後も、給食室改修の時期等を捉え、環境改善を図ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会(3月5日)共産党 石田委員 ■

◆ 教職員の働き方・仕事の進め方改革について

◎質問①

教職員の勤務実態調査の最終報告では、約93%の教員が「休憩を取れない」「ほとんどとれない」、状態で、中学校で1日11時間23分、小学校が10時間40分校内で働いています。その上約7割の教員が休日出勤しており、中学校に至っては、月3日以上出勤が約8割、月7日以上出勤がなんと25%にのぼります。

総括教論及び教論の始業前及び終業後の業務内容は小学校、中学校とも「授業準備」となっており、その割合は始業前については、小学校87.8%、中学校83.2%、終業後については小学校80.4%、中学校41.6%です。

又、中学校教員の休日出勤の業務内容は部活動69%に次いで、授業準備50.4%です。

実態調査で浮き彫りになったのは、最もやりがいのある授業の準備を朝早く来て、あるいは夜遅くまで、または休日出勤をして行なっているということです。そして、83%の教員が授業の準備時間をしっかりとりたいと答えていることです。

教育委員会として勤務時間等についてこのような現状をどう考察しているか伺います。勤務実態と学校を取り巻く環境についての現状の課題を伺います。

◎答 弁

学級担任制である小学校、教科担任制である中学校でそれぞれ事情は異なりますが、一般的に小学校の教諭は毎時間授業をしており、休み時間も児童と一緒に活動することで子ども同士の関わりを把握したり、児童の安全配慮等を行っていることから、児童の在校中は空き時間がない状況でございます。また、中学校の教諭は、担当教科により授業時数は異なりますが、授業のない時間には、校内巡回等を含めた生徒指導や進路に関連した業務等のウエイトが大きくなり、これらの指導に加え、部活動指導に関わる業務の時間が長くなっている状況でございます。

そのため、児童生徒の在校中は教職員間での会議・打合せ、学校運営上必要となる校務分掌に 位置づけられた事務、授業準備、教材研究等の時間を十分に取ることができず、これらの業務は 勤務時間外の対応とならざるを得ない現状となっているところでございます。

次に、課題につきましては、授業準備や教材研究に充てる時間が勤務時間外となっている状況を踏まえますと、現在行っている業務の改善や整理を行うとともに、学校が担うべき業務、教員が担うべき業務について、教員の専門性を踏まえた役割分担の見直し・適正化を図っていくことが課題であると捉えているところでございます。

回質問②

新年度、留守番電話の設置や事務支援員を28名配置するとしていますが、全教員の8割以上の教員が始業前や終業後に授業準備や教材研究を行っているのが実態です。

行なわざるを得ない実態を克服できると考えるのか伺います。

◎答 弁

教職員の業務は多岐にわたっており、授業や児童生徒指導といった「児童生徒の指導に関わる業務」に従事している時間だけで正規の勤務時間を超えている状況であり、授業準備や学級経営などの業務は始業前や終業後に行っていることが調査結果で分かったところでございます。

教職員はこれらの業務の他に、学校運営上必要となる学校徴収金・就学援助事務、調査報告書作成といった事務的な業務も校務分掌により担っているところであり、また、児童生徒の下校後にも問題行動等が生じた場合には、その指導等の対応が求められ、さらに、突発的な保護者等からの相談や問い合わせにも対応しているところでございます。

このたび、教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方、当面の目標、取組の視点及び具体的な取組等を「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」としてまとめましたので、校種別の課題を踏まえながら、総合的に方策を進めていくことで、教職員の長時間勤務の解消に向けて取組を進めてまいります。

◎質問③

当面の目標として勤務時間を越える在校時間が1ヶ月あたり80時間を越える教職員をゼロにするということは、そのラインのぎりぎりまでの働き方を容認するということです。当面というのはいつまでと考えているのか伺います。次の対策をいつどのように出すつもりか伺います。

厚労省の「脳・心臓疾患の認定基準」では、1 ヶ月あたり80時間超の時間外労働を「過労死ライン」とし、「概ね45時間を越えて長くなるほど、業務と心臓疾患などの発症との関連性が徐々に強まる」と述べています。だからこそ厚生労働大臣の大臣告知は残業は月45時間までと告知されているのです。本市の当面の目標を「月45時間を越えない」よう改めるべきですが伺います。今後、この時間を目標に設定する考えはあるのか伺います。

◎答 弁

このたびの方針は、かわさき教育プラン第2期実施計画期間である平成33年度までの取組として策定したものでございますので、方針に基づく業務改善や人員体制の確保、教職員の意識改革などの取組を総合的に行うことにより、働き方・仕事の進め方改革を推進してまいります。

また、方針では、当面の目標として、「正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」としたところでございます。文部科学省では、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組むべきとしておりますので、今後、改革の取組を進める中で、在校時間の動向などを検証するとともに、ガイドラインを踏まえた目標値についても、多くの教職員が有している意欲ややりがいを大切にしながら、必要に応じて見直しを図ってまいります。

回質問④

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた目標値についても必要に応じて見直しを図ってまいりますという答弁です。このガイドラインの目標値は1ヶ月の時間外は何時間を超えないようにすることと定めているか伺います。又、1年間の時間外の合計時間も何時間を超えないようにする事と定めているか伺います。

◎答 弁

ガイドラインでは、「1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること」とされ、また、「1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること」とされているところでございます。

◎質問⑤

この目標値にする方策についてです。

私たちは教師の長時間労働の一番の原因は、教員増なしで授業時間を増やしてきたからと考えています。学習指導要領で決められている小学校6年間と中学校3年間で学ぶ総授業時数の推移について、1980年時と現在について伺います。

◎答 弁

昭和55年当時の、総授業時数につきましては、小学校6年間では、5,785時間、中学校3年間では、3,535時間でございました。

現在の総授業時数につきましては、小学校では、新学習指導要領の移行期となっており、学校でとに異なりますが、5,645時間から5,785時間となっております。また中学校では、

3,045時間となっております。

◎質問⑥

この間、学習指導要領は幾たびか変遷を経ています。週6日で行なわれた授業が2002年に5日制になりましたが、2008年から09年度の改定では、授業時間数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入等が盛込まれ、現在の総授業数は答弁があったように1980年時とさほど変わりません。次期改定の2020年には週6日制時代の授業時間に戻るといわれています。週5日制のもと、今述べた総授業数を教職員定数を増やさないで行なえば、1日の勤務時間内に授業準備はとれないと考えますが伺います。

◎答 弁

本市では、これまで、全小学校への児童支援コーディネーターの専任化や、通級指導教室及び 特別支援学校のセンター的機能の拡充など、かわさき教育プランに基づく教育施策の推進や、学 校現場のニーズ等を踏まえ、効果的な教職員配置を行ってきたところでございます。

さらなる教職員定数の改善につきましては、義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定・実施が重要であると考えておりますので、引き続き、指定都市教育委員会協議会、指定都市市長会等、さまざまな機会を通じて国に対し、強く要望してまいります。

また、昨年度実施した勤務実態調査におきまして、教員の長時間勤務の実態を、改めて確認したところでございますので、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく数々の取組を、総合的に実施することで、教職員の長時間勤務の解消を図ってまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月5日)公明党 花輪委員 ■

◆ 教職員のメンタルヘルスについて

◎質問①

教育費、教職員のメンタルヘルスについて教育次長に伺います。

教職員の勤務実態と学校を取り巻く環境等の調査結果が発表され、その忙しさやストレスがたまる実態が明らかになりました。

また、あらかじめ頂いた資料によりますと、市立学校教員の病気休職者のうち、直近3年間で73.4%がメンタル面の不調によるものという事です。

子ども達の心身の健やかな成長のため、教職員のメンタル面のケアの強化が求められます。 現状と課題、今後の具体的な取組を伺います。

◎答 弁

教育委員会事務局におきましては、職員部給与厚生課に健康管理部門といたしまして、健康推 進室を設置しており、メンタルヘルス不調で休職している教職員の復職支援を主に実施している ところでございます。

これに加えて、不調を未然に防ぐ取組の充実が求められていたことから、今年度「川崎市教職員メンタルヘルス対策第5次推進計画」に基づいて、一次予防の対策を強化しているところでございます。

また、教職員一人ひとりが自身の健康増進の意義を十分認識し、「自分の健康は自分で守る」ことができる「ヘルスリテラシー向上の取組」についても推進しているところでございます。

具体的には、学校現場で出前健康セミナーを実施するとともに、初任者にはセルフケアの普及 啓発、校長や教頭には管理監督者の役割等を普及啓発してまいりました。

31年度につきましては、保健師1名、相談員2名の増員により体制強化を図り、新たにメン

タルヘルス不調に陥りやすい異動者を対象とした研修を実施するとともに、職場での支えあいの 力を醸成するため、若手教員を支援する立場である中堅教員を対象とした研修を実施する予定で ございます。

◎質問②

教職員のメンタルヘルスについて、総合的に教育長に伺います。

教職員の働き方・仕事の進め方改革を現在、進めているところですが、その中でメンタルヘルスが極めて重要な取組の一つであると思います。

教育現場の経験が豊富な教育長の率直な見解を伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

学校教育は、教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることは極めて重要であると認識しております。

心の健康につきましては「川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、相談体制や 復職支援体制などの強化に取り組んできたところでございますが、依然としてメンタルヘルス 不調により休職する教職員が少なからず存在することには、胸を痛めているところでございます。

教職員が健康な状態で児童生徒に接することは、学校教育の充実や子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますので、これまでの取組を継続するとともに、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことが大変重要でございますので、特に一次予防の取組について重点的に強化し、ヘルスリテラシーの向上を支えてまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月5日)みらい 露木委員 ■

◆ 動物愛護センターの取組について

◎質 問

2月12日にオープンした新動物愛護センターにおける命の教育の取組について伺います。

教育委員会としては「来所型いのち・MIRAI教室」のプログラム作成に係ると仄聞しますが、どのように関わるのか伺います。また、新動物愛護センター・アニマモールの活用についての広報を十分に行っていただきたいと思いますが、どのように取組んでいくか教育次長に伺います。

◎答 弁

教育委員会では、これまで動物愛護センター職員が学校を訪れて授業を行う「訪問型プログラム」の作成時から、生活科や道徳科等の目標や学習内容に沿った教材になるよう、適宜助言等を行ってまいりました。

来年度から動物愛護センター所内で行われる「来所型プログラム」の作成におきましては、 発達の段階に応じた内容や教材の提示方法、ワークシートの作成等について助言をしてきたとこ ろでございます。

今後、校長会議等の場において、健康福祉局から動物愛護センターの施設の活用やプログラム の内容につきまして、説明を受ける予定でございます。

■ 予算審查特別委員会(3月5日)無所属 渡辺委員 ■

◆ 平和教育について

◎質問①

世田谷区での中学校における平和資料の展示を受けて提案し、2017年と2018年に実現できました中学校での平和館の資料展示は、学校側からの希望もあり広島への就学旅行前の事前学習にもなったと聞いております。このように広島への修学旅行を実施する中学校も増えて来ているでしょうか、教育次長に伺います。

◎答 弁

平成28年度は5校、29年度は6校、30年度は5校が広島への修学旅行を実施しております。実施している学校におきましては、総合的な学習の時間等で戦争の実態や平和への取組について調べるなどの事前学習を行っております。今年度、宮前平中学校におきましては、校内で平和館の平和推進事業の巡回展示を活用し、事前学習を行い、修学旅行を実施したところでございます。

◎質問②

もちろん修学旅行の行き先は生徒や学校が学習や調査をした上で決定していくものですが、 その参考資料としても平和館の展示資料は優れたものがありますので活用していただきたいと思います。平和館では昨年平和ノートを作り直しサイズも従来のA4版からA6版としました。大変使いやすくなったと思います。中学校での平和教育の際の副教材としての活用についても教育次長に伺います。

◎答 弁

平和教育につきましては、各教科等での学習や、平和に関する施設等の見学学習、地域在住の 戦争体験者の話を聞く活動等、各学校が地域の実態や生徒の発達の段階に応じて取り組んでおり ます。教育委員会といたしましては、これまでも教員の各種研修会や授業研究会等におきまして、 施設の見学や活用について周知を行ってまいりましたので、今後「平和ノート」を資料として活 用することについても、周知してまいりたいと考えております。

◎質問③

川崎市は平和首長会議に加入し、非核宣言都市でもあります。未来を担う子どもたちと共に 平和への啓発活動に取り組んでいただき、平和教育を受け継いでいただきたいものです。教育長 のお考えを伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を養う上で、未来を担う子どもたちが、 戦争の悲惨さや平和の尊さ等を学ぶことは大変重要であると考えております。

先日、東橘中学校の50周年記念式典を訪れ、平和学習への取組の成果である「東中 平和宣 2018」のパネル展示を見る機会がございました。この平和宣言にある「当たり前の生活 ができていることに感謝すること、命の重みを忘れないことが私たちに出来ることであり、大切 なことです。そして、今後の平和を願い、先人たちの声を永久に語り継ぐことを宣言します」と の言葉から、これまでの歩みを未来へ伝え、平和な世界を目指していくという思いに触れること ができました。大変貴重な学習をされている生徒の皆さんを頼もしく思い、誰もがこのような思いを大切にしてほしいと強く感じ、平和教育の重要性を改めて認識したところでございます。

各学校におきましては、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて平和教育に取り組んでおりますので、今後も各学校の取組を支援してまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月5日)無所属 月本委員 ■

◆ 給食室のグリストラップ清掃について

◎質問①

給食室のグリストラップ清掃について伺います。

グリストラップ清掃には、バキューム汲み取り、バクテリア方式、オゾン方式、石鹸化工法の 現在4つの工法があると言われています。

現状は、すべての小学校の給食室において、バキューム汲み取り方法が採用されています。 4つの工法がある中で、この方法を採用している理由を教育次長に伺います.

◎答 弁

小学校におけるグリストラップ設備の清掃につきましては、「給食室雑排水槽等清掃及び汚泥等 運搬業務」として委託しているものでございます。

本委託業務は、給食室内部の排水管から学校敷地内の最終排水管までの、排水導入管内部に付着した汚泥やグリス等を、高圧洗浄により除去した後、最終枡及びグリストラップ等を清掃し、 汚泥やグリス等をバキュームにより汲み出し、排出された産業廃棄物を処理施設へ運搬するもの でございます。

給食調理場から排出された汚泥につきましては、産業廃棄物と認識していることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に則り、教育委員会の責任において、予め運搬の最終目的地及び処分方法等を示したうえで、必要な許可を得ている業者に、清掃及び汚泥等運搬業務を委託しているところでございます。

◎質問②

バキェーム汲み取り方法の場合は、産業廃棄物処理が必要となるため、産業廃棄物処理業の許可のある事業者に限定されるため、産業廃棄物処理を必要としない他の工法を用いる事業者においても、産業廃棄物処理の許可が必要になります。また、市が処理場を先に用意をしなければいけないという法律の定めがあり、現状の入札方法では、他の工法を検討することは非常に難しい状況にあると言えます。

しかしながら、産業廃棄物処理を要しない、他の工法はコスト面や効果の面で違いがあるもの の、検討できない状況にあるということ自体が課題であると考えます。

バキューム汲み取りでは、油脂がグリストラップにこびりついて残ってしまう衛生面での課題、 産業廃棄物になってしまう環境面での課題があります。工法によっては、グリストラップの清掃 で産業廃棄物を出さないものもあり、処分場も不要になれば、環境衛生面のみならず、コスト 削減にもつながります。

厳しい財政状況の中、新しい技術や工法を取り入れていくこと、そして、環境にやさしいという点での環境教育を進めていくことが望まれます。

東京都足立区を始め、他の自治体の給食室でも他の工法を取り入れていると伺っておりますが、 教育次長の見解を伺います。

◎答 弁

給食調理場のグリストラップ設備の清掃の手法といたしましては、現在のところ、排出された 汚泥を産業廃棄物として処理することが最も適正であると考えており、近隣の政令指定都市等へ の聞き取り調査におきましても、同様の手法を用いていると確認したところでございます。

グリストラップ設備の清掃手法につきましては、産業廃棄物として処理する手法を続けながら、 他の手法については、他都市の導入状況とともに、技術の進歩や、それに対する社会的評価の 動向を注視し、費用対効果などについて研究してまいりたいと考えております。

◆ 保育無償化に伴う質ついて

◎質 問

10月より幼児教育・保育の無償化が進められることで、平成31年度予算案が示されております。

当初は、幼児教育のみの無償化と言われており、幼児教育の推進をはかることで、親子の接する時間を増やし、地域教育や家庭教育の機会の増加が期待されました。また、幼稚園に入園させたいが家計上の問題で保育所に預けて働かなければいけないというご家庭が保育所ではなく、幼稚園を選択できるということで、子どもを育てる環境の所得による制限が解除されるということに期待をした一人でもあります。

しかしながら、今回、政府は幼児教育と保育を同時に無償化にします。幼児教育と保育を同時に無償化する上で、効果予測を示しているわけでもなく、少子化対策や貧困対策、待機児童対策としての効果や、子どもの育ちに関する予測などを示しているわけでもありません。

そこで、幼保同時ということで、幼稚園と保育所において、卒園後、小学校入学後の成長にどのような違いがあるか、教育次長に伺います。

◎答 弁

入学前の在籍が幼稚園か保育所かという点におきまして、小学校入学後の成長に違いがあるとは、認識しておりません。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)公明党 岩崎委員 ■

◆ 自主防災組織の強化について

◎質 問

中学生や高校生に防災教育の一環として、防災・減災のノウハウを教え、地域に還元する取組 も必要です。見解を教育長に伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

教育委員会では、生徒一人ひとりに防災学習テキストを配布しており、各学校では、これを基 に、災害発生後、自分の身の安全が確保された上で、地域社会の中でどのような活動ができるか 等の学習を進めております。

また、消防局では、次代を担う青少年への防災教育を通して、自助・共助の精神を醸成するとともに、地域の防災力を高めることを目的とした「地域防災スクール」事業を行っております。 この事業では、学校の要望に応じて、消防職員が実際に中学校・高等学校に出向き、2時間程度で、初期消火訓練、心肺蘇生法、災害図上訓練等の講習が行われております。

このような取組は、生徒が、災害発生の際、地域での支援活動に協力する意識を高める上で、大変意義のあることと考えております。

今後につきましても、各学校が防災教育に取り組むことで、災害に対する知識を身につけると ともに、地域連携の意識を醸成するよう、努めてまいります。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)みらい 木庭委員 ■

◆ 小学生クラブチームの全国大会出場に対する奨励金について

◎質問①

昨今、スポーツや部活動が盛んな本市では、世界で活躍する若者や、全国大会に出場する部活動や個人を多く輩出しています。

そこで、中学校・高校の部活動で全国大会に進んだ場合の奨励金を制度化した目的と実績について教育次長に伺います。

◎答 弁

奨励金の目的につきましては、学校教育活動の一環として行われる部活動において、関東大会 及び全国大会の競技会等に参加する生徒等に対し、旅費や宿泊費として奨励金を交付し、保護者 等の費用負担の軽減を図ることなどを目的に実施しているものでございます。

奨励金の実績につきましては、平成29年度は、中学校、高等学校合わせて910名、計1,668万円余。今年度は、2月末現在、中学校、高等学校合わせて671名、計1,315万円余を交付しているところでございます。

◎質問②

教育委員会では、あくまでも中学・高校の部活動への支援で奨励金を支給しているということですが、本市では週末に行われる小学生クラブチームの活動も盛んで、近年は、様々な分野で全国大会に出場するなどレベル向上も目覚ましい状況です。

今回、質問するにあたり他都市の小学生クラブチームについて調査したところ、政令市では 20市中13市が奨励金制度の対象に加えており、県内の一般市でも、本市を含む30市町村中、 横須賀市・平塚市など半数以上に当たる17市町村が実施していることが分かりました。

他都市が、これ等を予算化した費目について調べてみると教育費予算が多く、次いで総務費の

スポーツ振興費となっています。本市の場合、中学・高校生の部活動については、「学校教育活動の一環として行われる部活動においては、保護者の費用負担の軽減を図る目的で奨励金制度を実施」するため、13款1項5目教育費部活動推進事業費で予算化されています。一方、地域のクラブチームは教育委員会の言う「学校教育活動の一環」ではありませんが、活動場所は、ほとんどがグラウンドや体育館など学校施設内であり、所属している子どもたちは、私学に通っているお子さんも含まれる場合がありますが、ほぼ全員が川崎市民です。

こうした事情を鑑み、本市においても小学生のクラブチームが地区予選を勝ち抜き、全国大会 に進んだ場合は、奨励金を支給する制度を構築すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

子どもたちが、地域のスポーツクラブで活動することは、子どもたちの健やかな心身の育成につながるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を培うものと認識しております。

今後も、活動場所の提供など、学校、家庭、地域と連携を図りながら、スポーツを通じた子どもたちのよりよい成長を願ってまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)自民党 廣田委員 ■

◆ 文化財保護・啓発事業について

◎質問①

13款教育費文化財保護・啓発事業について教育次長に伺います。

2月10日に実施しました川崎市民族芸能発表会では、副市長・教育長・議長並びに国・県・市議会議員の皆様に列席していただきましてありがとうございました。無事に終えることができました。観賞していただきました皆様には、終演後に川崎市にこんなすばらしい伝統芸能があったのかと喜んでいただきました。その言葉が演じている人達、継承している人達の励みとなり、これまで以上に芸を磨いていく決意であります。伝統芸能を継承していくために、後継者の問題や維持管理についての悩みがあります。

そこで、後継者問題について小中学校での取組として、どのような学習に取り入れて地域の伝統芸能を体験し理解していくために必要と思っていますが教育委員会の見解について伺います。

◎答 弁

小中学校では、社会科や音楽科、特別活動、総合的な学習の時間、キャリア在り方生き方教育等の学習において、地域にある伝統芸能を取り上げ、体験活動を行ったり、それを保存する方々の思いにふれるなどの学習を展開している学校がございます。

このようにして学んだ地域の伝統芸能の素晴らしさを、学校内外に発表するなどの取組が、地域を愛し、地域に誇りを持てる児童生徒の育成に寄与し、地域の伝統芸能を継承することにつながるものと考えております。

回質問②

次に、維持管理について太鼓や笛、水引、面等の道具や備品は長年使用していくと劣化や傷みが生じてきます、それを修理して使用していますが、最終的には新調しなければなりません。 見積をとると大変高額になり個々の団体では費用の捻出に苦慮しているところです。そこで本市での補助制度について伺います。

◎答 弁

教育委員会では、市及び県の文化財に指定されている無形民俗文化財の保存団体に対する補助制度のほか、無形民俗文化財の保存育成事業に取り組んでいる川崎市民俗芸能保存協会に対し、指定文化財の保護や、技芸継承活動への支援を目的とする補助制度を運用しているところでございます。

市内の民俗芸能は、地域の歴史や文化に関する理解を深める上で大変重要であるとともに、地域社会の貴重な財産であると考えております。

今後も、これらの補助制度の適切な運用とともに、民俗芸能発表会や、各団体の指導者を対象 とした研修会など、民俗芸能の継承に向けた取組を支援し、文化財が人をつなぎ、地域を守り育 むまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)公明党 菅原委員 ■

◆ 教育施策について

◎質 問

デンマーク大使館との協定に基づき、デンマークミッション団として3回訪問しましたが、 小さな国ではありますが発展している要因は、教育であると思いました。

驚いたのは、学校で試験を行わないことです。

担当教師が、子どもの状況を把握していること。そして、他の子ども達と比較する必要はなく、子どもの特性を活かしているとの事でした。

先日の報道で、日本人の国連職員が減少する、一方で中国人は増加しているようであります。 教育は国の発展、世界の発展に重要であります。

改めて、教育長の教育に対する思いを伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

私はデンマークを実際に訪れたことがございませんが、委員のお話を伺いまして、デンマークにおける子どもの特性を伸ばす教育制度には、日本も学ぶべきところが多いのではないかと感じたところでございます。

今後の日本社会の変化を展望いたしますと、AIやロボットがますます進化することや、グローバル化がさらに進展することなどが予想されております。

そのため、子どもたちには、型にはまった知識や能力に止まらず、自ら課題を発見して探求するための「自主・自立」、多様性を受け入れながら多くの仲間とともに課題を解決していくための「共生・協働」の精神が今以上に求められるようになると考えており、子どもたちがこのような態度や能力を身につけられるよう、これまで教育施策を推進してまいりました。

私は、子どもたちはもとより、誰もが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を歩めるようにすること、また、個々の多様性が尊重され、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会を構築することが、教育の大きな使命であると捉えております。

また、社会や経済のボーダーレス化が進む中で、新学習指導要領の前文及び総則等においても取り入れられている「持続可能な社会」の構築も、大変重要な観点となっております。

このように、「教育」は個人に止まらず、望ましい社会の形成のために、欠くことのできない大変重要な営みでございますので、今後も、未来を担う子どもたちが、教育を通じて、自分のよさを認識するとともに、自尊感情を高めながら、豊かな創造性を身につけ、持続可能な共生社会の担い手となるよう、川崎の教育がさらに発展していくことを願っているところでございます。

◆ 多摩川施策について

◎質 問

川崎区に民間で淡水の水族館が建設されるようですが、連携をはかり多摩川に生息する、魚・ 貝類の展示が出来るようにして、市内の子どもが学習出来る施設としての観点も重要と考えます が、市長の見解を伺います。

◎答 弁(市長答弁)

この度の川崎ルフロンへの水族館の導入は、川崎駅周辺の回遊性と魅力の高まりとともに、沿線からの新たな呼び込み効果も想定されるなど、期待を寄せているところでございます。

民間が進める事業ではございますが、多摩川に関する展示など、子どもたちの学習の場として も活用できることを期待しております。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)みらい 飯塚委員 ■

◆ 地域文化財について

◎質問①

昨年11月川崎市地域文化財として、地域の文化財を顕彰する制度が発足しました。

本制度創設に至った経過と制度の概要、目的について伺います。

さらに地域文化財として決定した内容について伺います。併せて決定後の顕彰の具体的内容について伺います。

◎答 弁

教育委員会では、平成25年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財保護法や川崎市文化財保護条例等で指定・登録などがなされていない文化財の保護・活用を図るための具体的な取組として、平成29年度に地域文化財顕彰制度を創設したところでございます。

この顕彰制度は、市民生活・市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、顕彰及 び記録することにより、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」に寄与することを目 的とするものでございます。

対象となる文化財は、未指定等の有形・無形の文化財で、歴史上の意義を有するものなどでございまして、市民団体等からの推薦に基づき、教育委員会事務局での資料確認や現地調査の上、文化財審議会の御意見を踏まえ、教育長が決定することとしております。

昨年11月には、地域に長く伝わる建造物や記念物など、63件を第1回目となる地域文化財として決定したところでございまして、地域文化財の魅力を広く伝えていくための積極的な広報のほか、管理や現状変更等に関しまして、所有者等への専門家による指導・助言を行うこととしております。

◎質問②

次に、今後の取組ですが、学校教育の一環として伝承の為の授業あるいは教材としてパンフレットの作成など、いくつかあろうと思います。見解を伺います。

◎答 弁

来年度につきましては、市民の皆様に身近な地域文化財の魅力を広く伝え、御理解を深めていただけるよう、地域文化財を紹介するパンフレットの作成を予定しているところでございます。 パンフレットにつきましては、地域学習等をとおして地域の魅力の再発見に活用できるよう、 市内の小中学校等に配布するとともに、各区役所や市民館、図書館、博物館施設等に設置し、多くの市民の皆様に手に取っていただけるようにしてまいりたいと考えております。

今後とも、地域文化財顕彰制度の効果的な活用により、地域で守られ、伝えられてきた貴重な 文化財への市民の皆様の関心を高めていくとともに、文化財を中心とした幅広い交流の輪や、地 域の魅力づくりが進展されるよう、地域文化財の更なる活用を推進してまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会(3月6日)無所属 重冨委員 ■

◆ 市立中学校における標準服について

◎質問①

市立中学校における標準服、いわゆる制服について伺います。現在は男女でそれぞれ決められたものを着用することが基本とされていて、生徒や保護者から申し出があった場合のみ、標準服の中からスカートかスラックスを選択できるように各学校の判断で配慮しているとのことです。一方で、一部の中学校ではすでに申し出がなくても選択することができるような運用を行っていると聞いています。機能性の面や価値観の多様化などを踏まえれば、今後は全校で、申し出ることなく選択して良いという状況をつくっていく方が良いのではないかと考えますが、教育長に見解を伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

標準服につきましては、既に一部の学校では、生徒や保護者の申し出がなくても、標準服の中からスラックスまたはスカートを選択できるようにしており、その他の学校におきましても、申し出があれば、選択できるように配慮しているところでございます。

教育委員会といたしましては、価値観の多様化や、時代の変化などを踏まえ、生徒一人ひとりの個性を尊重することは大切であると考えておりますので、申し出がなくても、スラックスまたはスカートを選択できるよう、適切な対応を学校に対して働きかけてまいります。

◎質問②

確認をさせていただきたいのですが、今回働きかけていくということは、最終的な判断は学校 に任せるということで、一方で教育委員会としては、選択できるような取組を促進していきたい という見解だという理解でよろしいでしょうか。

◎答 弁(教育長答弁)

今、ご答弁申し上げましたように、スラックスまたはスカートが選択できるような、そういったことを学校で行ってほしいということで、働きかけてまいります。

ただ、おっしゃったように学校でさまざまな事情がございますので、直ちに私どもが申し上げたから、すぐに学校が実行できるということではないとは思いますけれども、私どもの姿勢といたしましては、今ご答弁申し上げましたように、働きかけてまいりたいということでございます。

◆ 教員の研修・採用について

◎質問①

英語強化教員、ERTの配置事業についてお伺いいたします。この事業は今年度から約3,500万円の事業費で実施されておりまして、来年度の予算案でも継続して計上されております。小学校での英語の指導力を底上げすることが狙いの事業で、外国語活動の強化を踏まえて、短期的また緊急的に対応するという意味合いで行っているということで理解しております。一方で、今後、事務支援員等の他の人的サポートを学校に入れていくことが非常に重要であると私は

考えておりまして、その中でこの約3,500万円という事業費が、研修のために永続的につぎ込まれることはなかなか難しいのではないかと考えておりますので、今後、何年間程度ERTの事業を継続していくことを想定してスタートしたのか伺います。

◎答 弁

本市におきましては、小学校3年生以上の外国語活動を、平成32年度の新学習指導要領全面 実施に向けて、本年度から先行実施しているところでございます。

小学校外国語教育につきましては、コミュニケーションを大切にする観点から、学級の様子を 把握している学級担任が中心となって行う授業を展開しております。

小学校英語強化教員配置事業は、授業内容についての指導上の不安をもつ教員にアドバイスを 行うことや、英語の発音や会話のサポートなどを通して、学級担任が自信をもって授業を実施で きるよう、小学校教員の英語指導力の向上を目的に、非常勤講師を配置しているものでございま す。

全ての教員が一定程度の英語の授業に対する指導力を身に付け、全面実施に向けて円滑に外国語活動が行えるよう、かわさき教育プラン第2期実施計画に基づき、平成33年度まで継続的に配置するとともに、その後は各学校の実態に合わせて配置を検討してまいります。

◎質問②

平成33年度以降見直しをかけていくのを黙って見ているわけではなくて、今年度から、中核 英語教員(CET)の研修を始めていただいておりまして、これはまさにERTがいなくなった 後に、学校内で中心的役割を担っていただく人材を育てるという目的で実施していると理解して おります。実施要項では、CET研修に参加する教員の条件として、中学校英語の免許を持って いることや小学校英語指導者資格保持者などの条件が比較的厳しく挙げられております。先日の ヒアリングでは、現状まだこのような人材が各学校にいる状況ではなく、非該当者が研修に多く 参加をしているということでした。一年前の文教委員会での議論の中で、英語の素養のある人材 の確保においては、採用と人材育成は両輪であるという話をいただきましたし、私も共感しているわけですけれども、現段階でも、採用と人材育成は両輪であるという姿勢は変わらないのか確認しておきたいと思います。

◎答 弁(教育長答弁)

まず、人材育成は、常に図っていかなければいけないということでございまして、特に今現在の小学校の先生方は御自分の養成の段階で、大学で英語の指導法ですとか学んでこられている方はまずないわけでございますので、いかにその力を付けていくのかというところは大変大事だと思っております。ただ、多くの先生方は、得意不得意の教科はございますけれども、全ての教科を担当されていらっしゃる、高学年になりますと音楽などは難しいということで専科の先生等を配置しておりますけれども、苦手であっても体育や家庭科などもやっていらっしゃるわけです。

ですから、今後、英語につきましても、一定の時間、先生方に研修などをしっかりやっていただければ、内容は中学校程度のようなものでもございますので、かなり先生方が英語の力を付けていただけるものと思っております。また、わが国における英語がなかなかコミュニケーションツールとして広がっていかないというのは、英語の時間だけの学習であって、学校の中で英語に触れる機会が少ないということがひとつの要因であると考えておりますので、担任の先生がしっかり英語の力を付けて、日常的に英語で子供たちとやり取りできるような環境を作っていきたいと思っておりますので、まずそこは大事にしたいと思っております。

採用につきましては、やはり英語の力を持っていらっしゃる方に応募いただくということはありがたいと思っております。ただ、それを採用の際に加点をするとか、特別枠にするかというと

ころになりますとまた別の問題がございますので、そのあたりは少し慎重に考えてまいりたいと思っているところでございます。

◎質問③

私が今違和感を感じているのが、人材育成の部分、例えば今回のERTに関しては年間約3,500万円の予算がかけられていて、また、来年度から、国の加配を利用して、学校の専化として対応できるような形で枠を設ける、これも結局、国の予算は3分の1で、市費も3分の2出ているわけです。そう考えると、現在の本市の取組というのは、採用と人材育成の中で、人材育成には非常に予算をかけているにもかかわらず、予算をかけずに、英語の素養のある人材を確保できる採用について、全く動きがない状態である、これが私は矛盾があるんではないかと考えています。このことについて、教育長の見解を伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

人材育成の予算につきましては、今申し上げましたように現職の教員の力量形成を図っていき たいということでございますので、必要な予算であると思っております。

今後の教員をどのように採用するかということにつきましては、平成31年度から大学における教職課程においても、小学校教員の養成につきましては、英語について一定の単位取得などが行われていくだろうという見通しを持っております。そうしますと、35年度くらいからは、大学での養成課程の経験を持った学生が教員として現れてくれるだろうと思っております。その時にどれだけの英語力を持って来るのかというところも見極めていきたいと思っているところでございます。英語は大変大事な課題で、これまで経験のないということもございますので、不安に思っていらっしゃる方もいるわけですが、実際に小学校ですと30時間ぐらい時間数を持っているわけですが、そのうち英語の時間数は2時間程度でございますので、その一部の時間のことだけで、能力を過大に評価していいのかということは慎重に見極めていきたいと思っているところでございます。

◎質問④

平成31年度実施の教員採用試験から、受験申込書に「外国語活動に活かせる資格・特技・海外在住・留学・経験等」を記載する欄を設けるとのことでしたが、受験を検討している方にどのような意図をもって教育委員会がそれを設けたのかということを伝えなければ、英語の素養のある方が本市を受験するということは増えていかないだろうと思っておりますので、周知方法について伺います。

◎答 弁

実施手法につきましては、受験案内やホームページに主な変更点の記載をはじめ、全国各地で 実施する教員採用説明会、100校を超える教員養成課程を有する大学での説明会等におきまし て、同欄を設けた理由につきまして周知してまいります。

◎質問⑤

まずは、「外国語の授業や外国語活動に活かせる資格・特技・海外在住・留学・経験等」を設けたことがどの程度効果を出すのかというのが重要であると考えておりますので、その検証方法について伺います。

◎答 弁

効果の検証につきましては、該当欄に記載のある受験者数とともに、中学校英語免許等の資格

の内容や海外在住経験など、英語の素養のある人材の確保状況を継続的に確認してまいりたいと考えております。

◎質問⑥

今後受験者数を増やしていくためには、現在本市を受けている方もしくは合格された方がなぜ本市を選んでくれたのかということをしっかりと分析をする必要があると思います。教員採用試験合格者を対象に教員採用試験アンケートを行っているようですが、アンケート内容についても改善の余地があると考えておりますので、アンケート内容について、見解を伺います。

◎答 弁

受験者が本市を選択した理由を把握することは、今後の教員採用にとって有意義であると考え ておりますので、アンケートの回答方法につきましては、様々な分析をしながら、より、受験者 の受験理由が把握できるような手法について、検討してまいりたいと存じます。

②質問⑦

教員採用説明会における教育委員会のトップである教育長が出席し、本市の求める教師像、川崎市教育プランの基本理念を語ることが重要と考えますが、教育長の出席のお考えについて伺います。

◎答 弁

これまで、本市の教員募集案内では、私も登場させていただきまして、本市の教育理念ですとか大事にしているところはいろいろと掲載させていただいているところでございます。ただ、教員採用説明会では、これまで所管の管理職が本市の教員採用方針等の説明をしておりましたが、本市の求める教師像やかわさき教育プランの基本理念を、教育長が自ら語ることは、有意義であると考えております。

◎質問⑧

教育長には教育理念を語っていただいて、市長には、川崎市の良さであったり、川崎市の現在の取組についてお伝えをしていただく機会があれば、説明会に来ていただいた受験を検討している方には、川崎市に対していい印象を残して帰っていただけるんではないかと思っております。

教員採用説明会は本市では、年3回行っているので、せめてそのうち1回ぐらいは、今すぐとは言いませんけれども、今後、倍率がまた下がり始めたときには、ご登場いただきたいと思うのですが、市長の見解をお願いいたします。

◎答 弁(市長答弁)

ぜひ、検討してみたいと思います。

■ 予算審查特別委員会(3月7日)公明 山田委員 ■

◆ 宮前市民館・図書館整備事業について

◎質問①

13款教育費の中の宮前市民館・図書館整備事業について伺います。

この度、鷺沼駅周辺再整備における基本方針案が決まり、宮前図書館の移転スケジュールが明らかになりました。

そこで、宮前区の図書需要と利用実績について教育次長に伺います。

◎答 弁

宮前図書館の平成29年度末時点の蔵書数は約23万5千冊でございまして、同年度の貸出冊数は、約93万4千冊、入館者数は約58万6千人となっており、貸出冊数、入館者数ともに、市立図書館の中では中原図書館に次いで2番目に多い図書館となっております。

なお、宮前区内には、地域図書室を有する有馬・野川生涯学習支援施設があり、宮前図書館と 連携した予約資料の受取や返却資料の預け入れを行うなど、地域の読書活動を支援しているとこ ろでございます。

◎質問②

今回示されたスケジュールでは、平成37年か38年に供用開始する予定ですが、機能面では 民間事業者等との連携や幅広い生涯学習の場としての活用や、施設整備でも他都市の先進事例を 参考に施設・設備を活用した新たなサービスを検討するとのことです。そこで、今後、図書館サ ービスに求められるものとは何か教育長の見解を伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

市立図書館は、市民の皆様の多様な読書活動への対応に向けて、様々な資料や情報を収集し、 読書ニーズに対応した提供等を行うなど、市民の学習活動を支援する大切な社会教育施設である とともに、読書を通じた地域の交流の場でございます。

併せて、地域の文化や歴史に関する資料を将来に受け継いでいく役割を担う、貴重な情報拠点でもございます。

図書館サービスに対する市民の皆様のニーズは多岐にわたりますことから、引き続き、少子高齢化の更なる進展など社会状況の変化に留意しつつ、また、ICTの活用などによるサービスの向上を図りながら、地域の社会基盤の一翼を担う公立図書館としての役割をしっかりと果たし、誰もが利用しやすい図書館サービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

◎質問③

これからも図書ニーズは、益々増え続けると考えます。そこで、以前より提案してきた図書館 カウンターが有効と考えます。

本市では、私の過去の質問に、宮前区のアリーノが図書館カウンターの第1号との認識を示されました。アリーノでは、利用者の声を受け宮前図書館の本の貸出ができるよう提案してきた経緯があります。

そこで、こうした読書環境の整備が特に重要と考えます。現宮前図書館のある地域では、これまでの図書館利用者に対する配慮も必要です。見解と取組を伺います。

また、本市には明治大学や専修大学等の多くの大学等がありますが、地域資源としての活用も求められるところです。大学図書館の活用の実績と今後の拡充についての見解と対応を伺います。

◎答 弁

はじめに、宮前図書館利用者への配慮についてでございますが、移転後の現区役所等施設・用地につきましては、平成34年度を目途に「(仮称) 宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、読書環境の整備の可能性などを含め、周辺地域の課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、市民参加で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大学図書館との連携についてでございますが、本市におきましては、市内及び近隣の大学と相互利用に関する協定等を締結し、大学図書館が有する蔵書の閲覧や貸出など、市民の皆様に御利用いただいているところでございます。

この大学図書館との連携は、平成19年3月から実施し、現在では専修大学、和光大学、明治大学、日本女子大学、日本映画大学の5つの大学との取組を進めているところでございまして、このほか、田園調布学園大学におきましては、市民への図書館開放が行われているところでございます。

今後につきましても、これらの貴重な地域資源との円滑な連携を推進し、市民の皆様の多様な 読書ニーズに対応してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会(3月7日)みらい 岩隈委員 ■

◆ 英語教育に関する事業費について

◎質問①

英語学習等に関する事業費について教育次長に伺います。

13款1項7目・外国語指導助手配置事業についてですが、昨年の予算審査特別委員会では、 ALTの配置事業費については、民間事業者と委託契約を交わしているものの、委託の業務完了 届等が予算規模の大きさ(平成31年度は、4億2,398万円余)と比較すると非常に簡素な ものになっていることを指摘し、内容が不明瞭な点が含まれていたことからも、業務が適切に執 行されているか、より明確になるよう事業者に報告を求める制度設計を要望してきました。1年 が経過しましたが、どのように改善されたのか教育次長に伺います。

◎答 弁

ALT配置事業の業者選定にあたりましては、業務の内容の詳細を仕様書に示し、公募型プロポーザル方式において適正に選定しております。受託事業者は、仕様書に基づき、毎月「委託業務完了届」を総合教育センターに提出しております。「委託業務完了届」には、派遣先の学校長の検収印が押印された各学校の「タイムシート」が添付されており、総合教育センターがそれを基に各学校での講師の業務遂行状況を確認しているところでございます。

併せて、業務内容がより適切に行われているかを把握するため、今年度から、4名の業務責任者が各学校を訪問し、授業参観およびヒアリングを実施しているところでございます。業務責任者が得た情報につきましては、総合教育センター外国語教育担当者が、月2回の受託事業者との打合せの中で報告を受け、必要に応じて指導しております。

今後も、ALTの業務が適切に行われているかを明確に把握できるよう努めてまいります。

②質問②

今年度より、新しく小学校中学年に外国語活動が先行実施されております。かねてより求めていた週1回ALTと授業を行うことについては、外国語学習が小学3年生・4年生に拡大したために困難になることを数年前から指摘し、サポート人材の導入等を求め、今年度は、英語強化教員(配置事業3,500万円15名程度60校)の配置も行われております。

まず、今年度導入された英語強化教員の学校現場における効果について伺います。また、小学3・4年生に新しく導入された外国語活動に対する児童の反応とそこから見出した課題を学習指導要領が本格実施される2020年までに解決しなければいけません。対応策についても伺います。

◎答 弁

英語教育強化教員による支援につきましては、各学校へのアンケート調査結果から、小学校外国語教育の拡充に対し、大変有効であり、効果的な支援が行われていると判断しておりますので、引き続き学級担任が自信をもって英語の授業に取り組めるよう支援することが重要だと考えております。

中学年の外国語活動への取組状況につきましては、今年度は文部科学省が作成した教材を活用して授業を進めております。子どもたちの反応といたしましては、「初めて耳にする英語の音やリズムに興味を示し、とても意欲的に授業に取り組んでいる」「高学年の児童に比べて、物おじせずにALTに話しかけたり、恥ずかしがらずに積極的に英語を話そうとする」等の報告を受けております。

今後の取組につきましては、ALT配置の拡充を進めるとともに、英語教育強化教員による支援も、当面継続してまいります。併せて、教員研修の充実や大学と連携したプログラムによる小学校教員の英語指導力の向上を図ってまいります。

◎質問③

語学教育については、英語教育だけではありません。本市の外国籍児童数は増加していますが、 入国管理法が改正されたこともあり、今後も増力傾向が続くことが予測されます。そこで、日本語で授業を受けることが困難な児童についての対応については、海外帰国・外国人児童生徒等関係事業費が計上されており、平成31年度は5,500万円余となっています。本事業については、各学校の求めに応じて登録している日本語指導等協力者を各学校の派遣する事業とのことです。

この日本語指導等協力者については、単に日本語を教えるだけでなく、保護者との連携など様々なスキルが求められると考えますが、日本語指導等協力者の質の確保・人材の確保については適切に図られているのか伺います。

◎答 弁

日本語指導等協力者につきましては、「児童生徒の母語が話せて、日本語の初期指導を支援できる方」を条件とし、総合教育センターにて随時登録を行っております。今年度は15言語、188名の方々に登録いただいております。

日本語指導等協力者の派遣にあたりましては、海外・帰国外国人教育に関する大学の専門家とも連携し、派遣前研修や年4回の日本語指導等協力者研修を開催しております。日本語の初期指導に関する内容と共に、児童生徒理解の面も重視し、児童生徒や保護者の様々な背景や状況を理解し、寄り添った支援ができるよう研修を行っているところでございます。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒の増加が見込まれておりますので、多様なニーズに応じたきめ細かい支援が行えるよう、人材の確保及び研修に努めてまいります。

◆ 教育委員会の不正会計処理について

◎質 問

今回の不正会計問題を受け、今年度ならびに平成31年度の「オリンピアン・パラリンピアン 交流推進事業業務委託料」の取扱いは、どのように行うのか伺います。

◎答 弁

本事案につきましては、昨年12月の文教委員会において、事案の対応も含めて概要を報告した後、委託業者と協議を進めるとともに、事業の効果や手法を検証し、今年度の本事業につきましては、他局の類似事業と比較して高かった、人件費の単価等を変更することで、委託料の縮減に向けて、契約の変更を検討しているところでございます。

また、次年度以降につきましては、平成29年度から2年間本事業を実施してきたことにより、 市側にもオリンピアン・パラリンピアンとのパイプや、事業運営等のノウハウが蓄積されたため、 平成31年度予算案におきましては、委託料から市の直接経費への見直しを行い、経費の縮減を 図るとともに、実施校数をこれまでの10校から12校へと増加させ、所要額を計上したところ でございます。

なお、詳細につきましては、今後開催される文教委員会におきまして、教育委員会、スポーツ協会それぞれが作成した本事案の検証報告書の中で御報告してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会(3月7日)みらい 織田委員 ■

◆ 医療的ケア支援事業について

◎質問①

医療的ケア支援事業について伺います。

平成30年度に事業の拡大がなされ、訪問看護ステーションによる対応が困難な場合には、学校に非常勤看護介助員を配置するようになりました。児童、生徒が登校してから下校するまで、看護介護員として非常勤看護師を常駐させ、医療的ケアを実施することができるようになりました。

平成30年度は、二人の児童が対象でしたが、看護介助員のうちの一人は年度途中で交代し、 もう一人は年度末で退任する意向を示していると仄聞するところです。

現在求人を行っているとのことですが、一年間事業をおこなった上での運用上の課題の認識と その改善点について伺います。

さらに現在求人中の任用条件にどのように改善点が反映されたのか伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

運用上の課題といたしましては、勤務を始めてから、当初想定していた任用条件と、勤務時間 や休憩時間などが、勤務の実態と合わないということが明らかになってまいりましたので、学校 の日課表に合わせた勤務の割り振り表を提示し、勤務条件を明確にしたところでございます。ま た、次年度から看護介助員の休憩時間を確保するために、訪問看護ステーションから看護師を派 遣できるよう調整を図っております。

今後、看護介助員の勤務条件や医療的ケアに関する疑問や不安に対しましては、主治医などから情報収集をするなどして、教育委員会事務局の医療的ケア看護支援員が適切に対応してまいります。

◎質問②

看護介助員が任用できなければ、また保護者が学校に常駐しなくてはなりません。任用の見通 しについて、さらに万が一、4月の新学期に任用が間に合わなかった場合を想定しての対応につ いて伺います。

◎答 弁

平成31年4月の任用の見通しにつきましては、ハローワーク等で募集を行っておりますが、 現段階では、応募がないところでございます。引き続き募集を行いつつ、このような状況が続く 場合には、訪問看護ステーションと調整を図り、その看護師が、可能な限り医療的ケアを必要と する時間帯に学校を訪問し、ケアを実施する体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

■ 予算審査特別委員会(3月7日)共産 石川委員 ■

◆ 鷺沼駅前再開発による市民館・図書館整備について

◎質問①

市民館・図書館を移転する場合、その規模を「同程度」としていることについて伺います。図書館には閲覧室がありますが、閲覧室を利用は抽選で行われています。9時30分の開館ですが、抽選は9時から行われています。なぜ抽選としているのか、その理由と宮前図書館の閲覧の席数、その中に社会人席という区分がありますが、その席数についても、教育次長に伺います。

◎答 弁

宮前図書館には、現在、一般席54席、社会人席6席、パソコン席14席、合計74席の閲覧席を設置しております。

このうち、利用者ごとに個別の仕切りが設けられている社会人席と、情報機器用のコンセントを備えたパソコン席につきましては、利用希望が多く、過去には先着順で御利用いただいておりましたが、限られた座席を公正かつ混乱なく御利用いただくために、現在は、座席指定の抽選を行っているところでございます。

◎質問②

「基本方針案」では、市民館・図暑館の整備ついて、次のように述べています。「現在、市内に新たに社会教育施設を整備する計画はありませんが、今後も各区に1館ずつ設置している市民館及び図書館並びに既存の分館等を軸にしながら、学校施設の有効活用等の様々な手法を総合的に用いて、地域に身近な場所できめ細かいサービスの提供を行う」と言うものです、そこで伺いますが、なぜ、「新たな社会教育施設を作らない」としているのか、教育長に伺います。学校施設の有効利用と言いますが、それで、図書館機能を代替出来るとお考えなのか、教育長に伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

本市におきましては、各区の地区館や分館を中心として、市民の皆様のニーズに対応した図書館サービスの提供を行っておりますほか、学校図書館の有効活用、県立川崎図書館や大学図書館との相互連携等も進めているところでございます。

図書館におきましては、社会状況の変化に対応しながら、事業の充実を図っていく必要があるとともに、社会教育施設をはじめとする公共機能につきましては、将来的な人口減少への転換等を見据えた対応が求められております。

今後も、ICTの活用など市立図書館における更なるサービスの向上と、大学等の地域資源との連携による、それぞれの特徴や強みを活かした取組を推進しながら、市内のあらゆる地域において充実した図書館サービスを提供してまいりたいと考えております。

◎質問③

「なぜ、作らないのか」の問いに「将来的な人口減少への転換等を見据えた対応が求められるから」との事ですが、そもそも、川崎は、他都市との比較でも、もっと予算も施設も増やさなければならない現状たと思います。市民団体の皆さんがさいたま市と2015年度における比較をしていますが、市民一人当たりの資料費は、政令市平均が110円なのに川崎市は67円です。資料費の予算額も1億1,175万円余で、さいたま市の5割弱でした。新年度の予算は1億2千万余と横ばいの予算です。人口が20万人ほど少ないさいたま市の図書館・分館の施設数は25館、川崎市は12館と半分以下です。1施設あたりの人口は、さいたま市が5万人、川崎市は11万人です。私が注目したのは、市民一人当たりの年間の貸出数です。さいたま市では8冊なのに対し、川崎市は4.7冊とさいたま市の6割に過ぎません。これは、施設数が少ないことが、市民の借りる機会に影響しているのではないでしょうか。教育長のお考えを伺います。

◎答 弁(教育長答弁)

市民の皆様の多様な読書活動に対応していくことは、重要であると認識しております。

本市におきましては、現在、新たな図書館分館等を整備する計画はございませんが、各区地区館や分館等での図書館サービスを中心に、ICTの更なる活用など、様々な手法による工夫を重ねながら、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実に努めているところでございます。

なお、図書館の施設数と貸出冊数との関係につきましては、各自治体の状況によるものと存じますが、宮前図書館につきましては、交通結節機能や都市としての機能が向上する鷺沼駅周辺へ移転・整備することにより、利便性の向上が図られ、来館者数や貸出冊数の増加にもつながるものと考えております。

■ 予算審査特別委員会(3月7日)共産 市古委員 ■

◆ 学校図書館の地域開放・整備について

◎質問①

学校施設有効活用事業のうち、学校図書館有効活用事業について、さらに図書館の整備について教育次長に伺います。

学校の図書室を一般開放しています、として土・日曜のお昼前後に市内10校で開放しているようですが、例えば中原区で開放している井田小学校、下河原小学校では、それぞれ開放日時が違いますが、取り組んでの評価を伺います。

また、図書購入費は年間いくらでしょうか。併せて伺います。

◎答 弁

学校図書館有効活用事業は、市立学校の図書室を学校教育活動に支障のない範囲で地域住民に広く開放し、読書活動の振興を図ることを目的するものでございまして、図書館活動やボランティア活動に関心のある地域の方々で構成された運営組織に管理・運営を委託し、現在、市内10校で実施しているところでございます。

開館日時につきましては、土曜日または日曜日に1日4時間程度の開館を原則としながら、各校の実情に応じて個別に設定しており、図書の選書や貸出業務、広報活動などにつきましても、 学校や地域の状況等を考慮しながら、取り組んでいるところでございます。

実施校の昨年度の年間来館者数は、合計約7,100人、年間貸出数は、合計約14,000 冊となっており、より身近な図書館サービスとして市民の皆様に御利用いただいておりまして、 市民の読書ニーズに対応した地域の情報拠点であると考えております。

なお、本事業における今年度の図書購入費につきましては、1校あたり年額85,000円と

なっております。

◎質問②

学校図書館有効活用事業についての趣旨や取組の状況はある程度わかりました。

1ヶ所平均で年間700人前後の方が利用されている、図書購入費については、1校あたり月に7千円ほどですから、健康、美容、料理レシピ本、家事本、漫画本などが中心のようです。学校図書の閲覧は出来ると聞きましたが、あくまで学校教育用の図書です。貸し出しされるのは、購入した本の範囲ということです。居場所としてのスペースの役割は評価できますが、読書活動の振興を図るという目的とおっしゃいますが、やはり本来の図書館とは違うと思います。

川崎の人口は152万人になろうとしています。この大都市で図書館は各区1館計7館、図書館分館が5館、閲覧所1ヶ所だけです。

人口26万人になろうとしている中原区には分館もなく、中原図書館1館だけです。交通の利便性も良いということもありますが、いつ行っても満員で、混雑しており、閲覧室は常に座る余地がなく、図書を使いながら学習しようとしてもほとんどその願いはかなわない、というのが現実です。

地区によっては、まちの書店も姿を消しています。

多摩川を渡った東京大田区では16館の図書館があり、人口4万4千人に1館の割合で整備されています。おおよそ3キロ間隔で図書館が設置されており、休館日も水曜日、木曜日と時差があり、それぞれの図書館に特徴があり、ゆったりとした閲覧室で、区民が利用しやすい工夫がされています。

「読書のまち」を標傍している川崎ですが、図書館の整備についてどう考えているのか、伺います。

◎答 弁

本市におきましては、現在、新たな図書館分館等を整備する計画はございませんが、各区地区館や分館等を中心とした図書館サービスのほか、自動車文庫による市内巡回、図書館施設以外への返却ポストの設置、また、県立川崎図書館や大学図書館との相互連携などの取組を進めているところでございます。

さらには、ICTの活用による図書館ホームページの充実や図書資料のデジタルアーカイブ化など、様々な手法によるサービスの向上に努めているところでございまして、引き続き、市内のあらゆる地域におきましても、充実した図書館サービスを提供してまいりたいと考えております。

②質問③

先日NHKの番組で、健康寿命と図書館の関係が報道され、図書館の数が全国でいちばん多い山 梨県は、健康寿命も全国でいちばん高いというものでした。

調査をすすめると、図書館に通うという行為、その場所で本を閲覧するということ含めて健康 寿命の延伸に寄与しているということでした。

川崎では健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題になっています。もちろん様々な取組が必要であることは間違いありません。しかし、図書館の多さと健康寿命の延伸に効果があるということからみても、高齢化も進む川崎で図書館を増設する意義は大いにあるのではないですか、伺います。

◎答 弁

本市における将来的な高齢化の進行を見据え、図書館におきましても、社会状況の変化に応じた取組が求められているものと認識しております。

これまでも、区役所との連携による健康増進事業の実施や関連図書資料の紹介、また、認知症対策の取組の一つとした関連情報提供コーナーの設置などを進めているところでございます。

今後も、市民の皆様の多様な読書活動に対応していくとともに、関係局区等とも連携を図りながら、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実に努めてまいりたいと存じます。

◆ 就学援助事業について

◎質問①

就学援助事業について教育次長に伺います。

はじめに、就学援助の申請手続きについて、学校現場の負担軽減に向けた取組が進められていると思いますが、具体的に伺います。

この新しい手続が施行される時期についても伺います。

◎答 弁

就学援助の申請手続き等につきましては、事務の効率化を目的として、昨年4月から「就学援助システム」を開発し、本年2月から本稼働したところでございます。

本年4月から、教育委員会事務局におきまして、システムを活用し、これまで学校で作成していた帳票の一括打出しや、学校から配布していた申請書等の各家庭への直接送付等を行い、学校における事務負担の軽減につなげてまいります。

回質問②

新入学準備金の前倒し支給は、小中学校で3月支給が実現しました。

その新入学準備金ですが、今年度各1万円あがって小学校で50,600円、中学校は57,400円となりました。

ところが、横浜市では小学校で40,600円が63,100円、中学校では47,400円が79,500円となり出発点は同額でしたが、横浜市は新年度1.5倍以上引き上げられ、支給されます。

学事課として横浜市と同額の引き上げを予算要求したそうですが、結果的には、文科省で示された国庫補助基準単価になったと聞きました。

新入学準備金は、幅はあるものの、小学校で10~15万円かかる、中学校では学校規定の制 服や体操着などこれらを揃えると小学校以上にかかります。

その実態からみても、決して横浜市の支給額が多いというわけではない、と思いますが、隣の 市とこれだけ差がつくということは、親が知れば、「何で」ということになります。一刻も早く横 浜市並みにすべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

本市の就学援助制度における新入学準備金の単価につきましては、毎年度文部科学省が提示する要保護児童生徒援助費補助金における単価をもとに決定しているところでございます。

平成31年度の支給単価につきましては、昨年12月27日付けで、平成31年度の要保護児 童生徒援助費補助金の予算額案が通知されたことに伴い、予算計上したものでございます。

支給単価の増額により、各家庭の新入学に向けた準備に資するものと考えております。

◎質問③

就学援助は一般財源化され、形は市単独事業となりました。ですから横浜のように引き上げて も何も問題ではないわけです。国のほうは、新入学時の学用品費や修学旅行費の単価を引き上げ、 新たに卒業アルバムなどを補助対象に加えました。

川崎市では、以前卒業アルバムは補助対象になっていましたが、行革の嵐のなかで、廃止されてしまいました。国が新たに、国のほうは、子どもの学習費調査結果を踏まえて増額、新たに項目を加えたものと思います。国が項目として加えたのですから、川崎市も援助項目に加えるべきと思いますが、伺います。援助項目を入れた場合の、費用総額についても伺います。

◎答 弁

就学援助における卒業アルバム代の補助につきましては、平成17年度から、生活保護世帯に 対する卒業記念品援護費の廃止に伴い、支給を廃止したものでございます。

卒業アルバム代を援助項目に加えた場合につきましては、昨年度末の就学援助認定者数をもと に試算したところでは、市の単独経費として、約2千7百万円を要することが見込まれます。

卒業アルバム代につきましては、市単独事業における受益と負担の公平性の観点から個人負担を原則とする経費として取り扱っておりますので、現在のところ支給は難しいものと考えておりますが、今後につきましては、他の指定都市等の動向も踏まえながら、適切な援助のあり方について検討を進めてまいります。

◎質問④

横浜市では、即、国の方針通り卒業アルバム代を支給項目に入れました。入学準備金の増額については、国の補助基準を言ってそこから一歩も出ない。一方卒業アルバムについては、国が新たに項目を追加しても「市単独事業における受益と負担の公平性の観点から個人負担を原則とする経費として扱っているとして、支給は難しいとおっしゃる、何で少しでも保護者負担軽減のために努力しようとしないのか、もっと素直に受け入れればよいではないですか。経費として約2,700万円を要するとおっしゃいましたが、生活保護ポーダーラインの家庭がこれだけに負担をしているということです。改めて援助項目にいれるべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

就学援助における卒業アルバム代の補助につきましては、現在のところ支給は難しいものと考えておりますが、今後につきましては、他の指定都市等の動向も踏まえながら、適切な援助のあり方について検討を進めてまいります。

②質問⑤

横浜市では就学奨励対策審議会として市民公開で会議が開かれ、昨年11月に開催された審議会では、就学援助事業の実施報告などがあり、2019年度の就学援助の実施計画案についても説明がされています。そのなかで、入学準備費の単価の増額、卒業アルバム代等の追加の説明がされ、委員から「とても良いこと」などの意見が交わされていました。

川崎市の就学援助検討委員会は、小中学校の校長先生や学識経験者で構成され、年2回開催されているそうです。直近の議題は「就学援助に係わるシステム化」とお聞きしました。就学援助の次年度実施計画などの審議検討はされていますか、また公開はされていますか、伺います。

◎答 弁

本委員会につきましては、就学援助制度に関し、情報の交換、周知等を行い、本市の就学援助を円滑に実施することを目的として設置しており、検討内容については公開を行っていないところでございます。

委員会におきましては、就学援助の次年度の実施計画や、当面の課題等について情報交換して おり、平成29年度及び平成30年度は年2回開催したところでございます。

■ 代表質疑(3月15日)みらい 岩隈議員 ■

◆ 川崎市教育委員会の教育長の任命について

◎質 問

議案68号、川崎市教育委員会の教育長の任命について、また関連する諸課題について、任命 権者である市長にいくつか伺います。

この度、新たな教育長の人事案が示されました。新教育委員会制度に移行後、4年が経過し、 新制度では、総合教育会議など市長の招集による新たな会議が開催されることになり、首長が教 育行政に果たす責任や役割が明確化されました。制度発足からこれまでの市長の所感を伺います。 また、本市教育について、どのように評価しているのか現状と課題を伺います。

次に、今年度より、川崎教育プラン第2期実施計画がスタートしましたが、新教育長に求める 資質について伺います。

また、現宮前区長を選任することとした理由について伺います。

さらに、期待する役割について伺います。

次に、所信表明では、これまで川崎の教育が積み重ねてきた成果とこれからの時代に対応した 教育の一層の推進について言及されました。市長は、新教育長とともに、どのように実現させて いくのか伺います。

また、所信表明では言及されなかった自然災害時における児童生徒の命を守るための危機管理 事象への取組については、市長事務部局と教育委員会事務局の連携が必須です。新教育長とどの ように連携し推進するのか伺います。

次に、現教育長が就任される際、当時多発していた教職員の不祥事について質疑しました。あれから3年経過しましたが、先日の文教委員会でも教育委員会職員による不正会計や総合教育センターの職員が契約先である受託業者から講師謝礼を受領していた案件など、不祥事に伴う検証報告があったところです。市長は、現教育長とともに組織改革に取り組んできたと思われますが、現在の教育委員会事務局に対する所感を伺います。

また、いまだ改革途上である教育委員会ですが、所信表明では風通しのよい組織づくりに言及されています。市長は、新教育長にどのように協力していくのか伺います。

◎答 弁(市長答弁)|

平成26年度の教育委員会制度の改正によりまして、教育行政における責任の明確化や総合教育会議の設置、大綱の策定など、市長と教育委員会との一層の連携強化が求められてまいりました。

本市におきましても、教育行政の方向性が異ならないよう、総合教育会議の場での協議調整など、私と教育委員会が本市の教育のあるべき姿を共有して十分な意思疎通を図り、制度発足からこれまで、総合的に教育環境の向上に取り組めたものと考えております。

本市の教育に関する主な成果につきましては、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導による学習の定着や、中学校給食を通じた食育の推進、地域の寺子屋を通じた地域教育力の向上など、着実に取組を進めているものと考えております。

その一方で、教育を取り巻く状況変化には非常に激しいものがあると感じており、いじめや不 登校への対応、増加を続ける特別な支援ニーズのある子どもたちへの対応、今後さらに急増する ことも想定される日本語指導を必要とする児童生徒への対応等、喫緊の課題も複数あるものと捉 えているところでございます。

教育長の選任にあたりましては、長年にわたる、教員、あるいは教育行政に携わった職員としての識見を活かして、子どもたちや、市民の豊かな学びを実現していくために、積極的なリーダーシップを発揮して教育行政を推進することを期待しております。

また、それに止まらず、子どもたちを取り巻く昨今の状況や、事件等を振り返りますと、学校の問題だけでなく、家庭に起因する問題や、医療的な課題等が複雑に絡み合い、教育行政だけでは、解決が困難な課題が増えていると感じておりますことから、関係機関や関係局との連携が、より重要となっております。

こうしたことから、総合的な行政手腕も求められるものと考えております。

小田嶋氏は、これまで、市立中学校の教員や教頭・校長として、学校現場での経験を重ねたほか、教育委員会事務局において、教育改革推進の担当部長及び学校教育部長として、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」の策定、キャリア在り方生き方教育の推進、学校と地域の連携の強化など、教育行政に熱意をもって取り組んできたところでございます。

また、現在、宮前区長として、子ども・子育て支援や安全・安心なまちづくりの推進などに取り組み、行政区の長として、リーダーシップを発揮しております。

小田嶋氏のこの間の実績などを評価し、教育長としてふさわしい人格と教育行政に関する識見を有する人材と考え、任命するものでございます。

教育長に期待する役割につきましては、教育行政の執行に係る責任者であるとともに、教育委員会事務局の指揮監督者でもあることから、教育に関するビジョンをしっかりと持ちながらも、社会経済状況の変化を踏まえ、子どもたちや市民のために、変えるべきところは、思い切って変えていくチャレンジングな精神を持って、事務局の指揮監督に当たって欲しいと考えているところでございます。

教育長との連携につきましては、これまでも総合教育会議等を通じて図ってきたところでございますが、現在は、教育振興基本計画である「かわさき教育プラン」を市長が策定する、教育に関する「大綱」として共有しております。

引き続き、「大綱」の共有や総合教育会議による協議・調整に加えて、日常的なコミュニケーションも図りながら、教育施策に関する方向性を共有することで、教育施策が、より効果的・効率的に進むものと考えております。

危機管理事象への取組につきましては、区長を務めた2年の間に、教員出身という経歴を生かして、緊急時の学校管理職と区役所の連絡体制を、他区に先駆けて試行実施するなど、区役所と学校との防災面での連携を強め、また、避難所運営においては、学校と避難所運営会議との事前協議を進めるなど、危機管理に当たる意識は、高く評価しております。

所信表明にもございましたように、教育長には、子どもたちの「人生」「命」を預かる覚悟と責任が求められるものと考えておりますので、任期中、これまでの経験を生かして、市長事務部局と密接に連携し、危機管理が行われることを期待しているところでございます。

教育委員会事務局におきましては、残念ながら行政そのものへの信頼を損なう不適切な事務処理等が複数明らかになっております。

市民の信頼回復を図るためには、教育委員会事務局のガバナンス強化が必要だと感じておりますので、まずは新教育長自らのリーダーシップのもとに、教育委員会自らが内部統制を強め、市民のために常に改善・改革を志す組織へと再生して欲しいと期待しておりますし、私といたしましても、教育委員会の改革が結実するよう、その取組を厳しく見ていきたいと思います。

■ 代表質疑(3月15日)共産 石田議員 ■

◆ 川崎市教育委員会の教育長の任命について

◎質 問

議案第68号川崎市教育委員会の教育長の任命について伺います。

ただいま、教育長候補者である小田嶋満氏の所信表明を伺いました。勤務実態調査で、授業準備などを始業前、終業後、あるいは休日に行なわざるを得ない実態が浮き彫りになりましたが、そのような実態について、「教職員は熱意を持って日々、子どもたちの為に、時間を惜しまず働いてしまいがちです」「そうした教職員の情熱や使命感は大変ありがたく、充分理解するものではありますが、支援スタッフの配置や学校全体の意識改革をすすめることにより、長時間勤務の軽減に努めることが必要と考えています」との考え方に、この長時間勤務の実態をどうとらえておられるのかと違和感を覚えました。

教職員の勤務実態調査の最終報告では、約93%の教員が「休憩が取れない」「ほとんど取れない」、状況です。時間外労働が月80時間を超えている実態は深刻で、中でも中学校教員は16%が週当たり80時間以上の勤務、つまり月160時間を超える時間外労働をしています。授業の準備は、8割以上の教員が始業前、終業後に行っており、授業の準備時間をしっかり取りたいと83%の教員が答えています。小田嶋氏は教職員は「時間を惜しまず働いてしまいがちです」と言われました。

深刻な勤務実態調査からみても教員個人が熱意をもって取り組んだ結果が長時間労働を生み出しているなど捉えられているとしたら、教職員の長時間労働を改善することはできないのでは、 と教育長としては疑問を感じざるを得ません。

長時間勤務を解消するのに、学校全体の意識改革を進めれば解消できると考えておられるのか、 教育長を任命する市長の見解を伺います。

◎答 弁(市長答弁)

教職員の働き方・仕事の進め方改革につきましては、今後、教育委員会が策定した「方針」に基づく取組が本格的にスタートしていくこととなりますが、教職員が授業づくりや子どもたちの指導に一層専念できる環境を整えることなどにより、学校教育の充実を図ることで、子どもたちの笑顔や、保護者や地域の皆様からの信頼につなげていくことが大変重要であると考えております。

小田嶋氏におきましては、教職員の長時間勤務をはじめとする教育を取り巻く昨今の諸課題に 継続して対処し、未来を担う子どもたちのために、きめ細やかな教育行政を展開するよう期待し ております。